

華鐘コンサルタントグループ

第40回春季中国セミナー（オンラインセミナー）

「当面の中国经济状況と日系企業事例報告」

セミナーの付属資料

2026年5月



作成・編集：華鐘コンサルタントグループ

www.shcs.com.cn

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

上海華鐘国際貿易有限公司

株式会社華鐘コンサルティング

非売品（会員内部資料）

本資料は全て華鐘コンサルグループがその著作権を有し、
弊社の許可なく一切の複写及び転載を禁じます。

目 次

1. 付属資料

- 1) 月刊華鐘通信・2026 年第 1 四半期の中国経済実績値特別報告(26 年 5 月)・・・1
- 2) 『奨励類外商投資産業目録(2025 年版)』に関する Q&A(1～5)……………4
- 3) 『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』に関する Q&A(1～3)…14
- 4) 『政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知』
に関する Q&A(1～2)……………20
- 5) 『国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発
展の支援に関する通知』に関する Q&A(1～2) ……24
- 6) 2026 年度第 1 四半期における中国各地の最低賃金基準に関する Q&A…………28
- 7) 『中華人民共和国生態環境法典』に関する Q&A(1～3)……………30
- 8) 『中華人民共和国危険化学品安全法』に関するQ&A(1～5)……………36
- 9) 2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政
策に関する Q&A(1～4)……………46
- 10) 『政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知』(日中対訳) ……54

2. 華鐘コンサルタントグループの紹介

3. 「華鐘希望奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

4. 提携関係にある開発区及びパートナーの紹介



特別報告-1

中東危機最中に第15次5ヶ年計画を始める中国経済

2026年もすでに5月となり、毎朝徒歩半分、地下鉄半分で大体片道5,000歩前後の徒歩通勤をしているが、会社に着くころにはびっしょりと汗をかく季節になった。この原稿を書いているのは5月15日で、ちょうど北京ではトランプ大統領が訪中して首脳会談、天壇公園、晩餐会などで習近平主席の熱烈な接待を受けている。トランプ大統領の訪中成果は今後徐々に明らかにされていくであろうが、従来と異なって目立ったのは、トランプ大統領の習近平主席に対する極めて丁寧な応対であった。他国に対しては上から目線で時に威嚇的態度を取る彼が、今回の訪問時には両国が対等な関係であることを随所に態度で示した。両氏は「米中の建設的・戦略的安定関係」を構築することで一致し、中東情勢のほか、通商・貿易や台湾問題なども議論した。習主席は会談の冒頭で、現在は「百年に一度の大変局」の時期であり「米中関係の安定は世界にとって良いことで、対立相手ではなくパートナーであるべきだ」と述べて「2026年が中米関係にとって過去を受け継ぎ未来を切り開く、歴史的で象徴的な年にしたい」と語り、トランプ大統領も「中国と米国の関係はかつてなくよいものになるだろう」と冒頭発言を結んだ、と報じられている。

さて、今年の第1四半期（1-3月）の中国の経済状況は、4月16日に中国国家統計局より発表された。実質国内総生産（GDP速報値）成長率が前年同期比5.0%増で、前年第4四半期（10-12月）の成長率を0.5ポイントも上回った。成長率が前四半期を上回るのは実に5四半期ぶりであり、生活実感に近い名目GDP成長率は4.9%で、これも前年第4四半期の3.9%から大幅に拡大した。先進国のように前期比の伸び率を年率換算した成長率は5.3%程度であるという。中国にとって今年は第15次5ヶ年計画を始める最初の年であり、アメリカとイスラエルが始めた中東危機で世界が混乱している最中であるだけに、これらの良好な経済実績は思惑

通りの幸先良いスタートであると言える。（具体数値は末尾の「2026年第1四半期の中国経済実績値」表をご参照頂きたい。またそれぞれの項目に対する説明は日刊華鐘通信「中国ビジネスQ&A」欄において、順次詳細説明を掲載しているのでご覧頂きたい。）

実は前期の4.5%増という数字について筆者は「操作された低成長率」ではなかったかと疑っている。象徴的なのは前年の固定資産投資が前年比3.8%減と年間マイナスになったことで、前年比マイナスを記録するのは、コロナ禍の時期を除けば36年ぶりである。年間の経済成長率が5.0%を達成する目途がついたので第4四半期で少しブレーキをかけて余力を今年の第1四半期に回したのではないかと推測している。結果として今年の第1四半期では、相変わらずひどい不動産投資の前年同期比11.2%減を含めても全体で1.7%増、インフラ投資が8.9%増、製造業投資が4.1%増となり、不動産投資を除けば4.8%増になって全体成長率を後押しした。

そのほかにはアメリカを除く世界各国との貿易が絶好調であり、輸出の伸びが顕著であり貿易黒字も依然として大きく、この純輸出の好調もGDPの押し上げに大きく貢献した。第1四半期（1-3月）の輸出額は9,775億米ドル前年同期比14.7%増、輸入額は7,132億米ドル22.7%増、貿易総額は18.0%増の1兆6,907億米ドル、貿易黒字は2,643億米ドルであった。この数字がいかによいかは、日本の昨年2025年の年間の輸出額7,305億米ドル、輸入額7,417億米ドル、貿易総額1.47兆米ドル、貿易赤字111億ドルという実績と比較すればよく分かる。昔は貿易大国と言われた日本もいまや年間の貿易額が中国の四半期の貿易額にも及ばず4分の1以下である。貿易収支では物の貿易では赤字、サービス収支を入れてやっと赤字が解消されるというレベルである。一方で中国の貿易黒字は今年も大きくなりそうで、第1四半期を単純に4倍

すると再び1兆ドルを越しそうである。昨年の歴代最高の1.2兆ドルという貿易黒字も、冷静に考えれば世界中の富が中国に集中しているようなもので、持続可能なレベルでは無いであろう。今年第1四半期の貿易はアメリカへの輸出は16.3%減、3月単月では前年同月比26.5%減と大幅に減少した。しかし最大市場のアセアン（東南アジア諸国連合）向けが20.5%増と好調、タイ（25.3%増）やマレーシア（23.6%増）、ベトナム（20.9%増）など主要6カ国向けがいずれも2桁増となった。嫌中派と言われる中国大嫌いな日本の評論家からは、中国は「設備過剰で世界中に安値輸出をしている」と言われるが、見方を変えれば中国は依然として「世界の工場」としての地位を厳然として保っているということであろう。中国の製造業は全世界製造業の3分の1を占めると言われるが、中国との貿易額が最大である国は日本も含めて世界で120ヶ国前後と言われるほどに中国の対外競争力は強力である。今年4月末の中国の外貨準備高は3兆4千億米ドル（約533兆円）を超えて世界一であるのでこれ以上の外貨の溜め込みは不要であり、結果として貿易収支の黒字は一带一路などの主として経済後進国への援助や投資に充てられている。

第1四半期の成長率5.0%増に対する貢献率の内訳は、最終消費支出が46%でGDP2.3%増、固定資本形成が39%でGDP1.9%増、純輸出が16%でGDP0.8%増、合計GDP5.0%増である。最終消費支出と固定資本形成が内需で合計85%がGDPを4.2%押し上げている。前期は純輸出の押し上げ効果がGDP1.6%増と大きかったが、今期は固定資本形成が前期の倍近くあることが特徴である。

日本のマスコミ報道を見ると、テレビも新聞もまくら言葉のように「中国は不況で苦しんでいる」と言われるし、大方の日本人はそれを信じているようである。「中国の成長率は鉛筆舐めて（作って）おり実際にはるかに低い」と言っただけで、評論家がマスコミでもてはやされる風潮はいかかかと思うが、実際の中国

現場の生活実感としては「特別不景気で問題多い」という感覚はない。勿論不動産関係は積年のバブル崩壊（と言っている）によって開発面積や販売面積が毎年10%も20%も減少する状況がコロナ禍以降続いているが、それを入れても毎年4~5%の成長率を維持しているのは、以前のように不動産投機によるGDP成長率の上乗せ分2~3%が無いだけに決して不況という状況ではない。今年3月のCPI消費者物価指数は1%台を回復し、原油高の影響が多少あるがPPI工業品卸売物価指数も0.5%上昇と41ヶ月ぶりにプラス圏に入った。そもそも中国の4.5%成長と言うのは1年間に9,200億米ドル（144兆日本円）もの新しい経済を生んでいるということで、タイとマレーシアを合計した規模の大きさである。日本の年間1%前後の経済成長とは比較にもならないし、「中国は問題だらけ」と言い散らしてマスコミ受けする評論家の存在が日本人を安心させてしまって、結果として世界に類を見ない30年間ゼロ成長の国にしてしまった張本人である。

その典型的な例が自動車業界であるかもしれない。今年第1四半期の世界新車販売台数は2,240万台、中国、アメリカ、日本の販売台数は705万台、345万台、104万台、その内NEV車は296万台、22万台、2.7万台で、中国が世界の60~70%を占めて圧倒的である。問題は中国市場における日本ブランド車の凋落ぶり、トヨタが前年同期比4.3%減37万台、ホンダが22.4%減12万台、日産は7%増の13万台（但し4月は30%減3.2万台と急落）で、日本ブランド車全体でシェアは9.7%と10%を割り込んでいる。また中国ではNEV車が4月には5割を超えたが日系は相変わらずガソリン車が主体で、NEV化では大きく出遅れている。NEV化を進めるためにはまず中国の技術に追いつかなければならないが、本気になっているのはレクサスのEV車工場を建設中のトヨタぐらいで、他のメーカーは世界最大の中国市場で生き残ることさえむづかしそうである。

（董事長 古林恒雄 2026/5/15 記）

2026 年第 1 四半期の中国経済実績値

項 目	単位	2025 年		2025 年		2026 年	
		通年	前年比	1-3 月	前年同期比	1-3 月	前年同期比
国内総生産(GDP)	億元	1,401,879	5.0%	318,758	5.4%	334,193	5.0%
第一次産業	億元	93,347	3.9%	11,713	3.5%	11,941	3.8%
第二次産業	億元	499,653	4.5%	111,903	5.9%	116,135	4.9%
第三次産業	億元	808,879	5.4%	195,142	5.3%	206,117	5.2%
工業生産付加価値額	億元	-	5.9%	-	6.5%	-	6.1%
固定資産投資	億元	485,186	-3.8%	103,174	4.2%	102,708	1.7%
東部地区投資	億元	-	-8.4%	-	2.2%	-	0.7%
中部地区投資	億元	-	-2.7%	-	5.5%	-	1.9%
西部地区投資	億元	-	-1.3%	-	6.2%	-	1.0%
東北部地区投資	億元	-	-15.5%	-	9.7%	-	-10.0%
第一次産業投資	億元	9,570	2.3%	2,081	16.0%	2,334	15.9%
第二次産業投資	億元	177,368	2.5%	36,141	11.9%	36,765	5.8%
第三次産業投資	億元	298,248	-7.4%	64,952	0.1%	63,608	-1.0%
不動産開発投資	億元	82,788	-17.2%	19,904	-9.9%	17,720	-11.2%
社会消費品小売総額	億元	501,202	3.7%	124,671	4.6%	127,695	2.4%
小売業	億元	443,220	3.8%	110,644	4.6%	113,072	2.2%
飲食業	億元	57,982	3.2%	14,027	4.7%	14,623	4.2%
自動車販売台数	万台	3,440	9.4%	747	11.2%	705	-5.6%
卸売物価指数(PPI)		-	-2.6% ↓	-	2.3% ↓	-	-0.6% ↓
消費者物価指数(CPI)		-	0.0% ↓	-	0.1% ↓	-	0.9% ↑
食品		-	-0.7% ↓	-	0.7% ↓	-	0.5% ↓
衣服		-	1.5% ↑	-	1.2% ↑	-	1.8% ↑
全住民可処分所得(実質)	元	43,377	5.0%	12,179	5.6%	12,782	4.0%
都市可処分所得(実質)	元	56,502	4.2%	15,887	5.0%	16,549	3.2%
農村部純所得(実質)	元	24,456	6.0%	7,003	6.5%	7,433	5.4%
輸出入貿易総額	億ドル	63,547	3.2%	14,344	0.2%	16,907	18.0%
一般貿易	億ドル	40,116	1.5%	9,167	-1.9%	10,247	11.8%
加工貿易	億ドル	11,956	7.3%	2,605	5.5%	3,244	24.5%
輸出総額	億ドル	37,718	5.5%	8,537	5.8%	9,775	14.7%
輸入総額	億ドル	25,829	0.0%	5,807	-7.0%	7,132	22.7%
貿易黒字	億ドル	11,889	19.8%	2,730	48.6%	2,643	-3.2%
外貨準備高	億ドル	33,579	4.9%	32,407	0.0%	33,421	3.1%
対外債務残高	億ドル	23,288	-3.8%	24,514	-2.4%	-	-
社会融資増加額	億元	356,033	10.4%	151,771	18.5%	148,293	-2.3%
非銀行融資増加額	億元	198,929	27.5%	55,783	57.5%	58,445	4.6%
マネーサプライM2	千億元	3,403	8.5%	3,261	7.0%	3,539	8.5%
外国投資契約件数	件	70,392	19.1%	12,603	4.3%	13,987	11.0%
外国投資実行総額	億ドル	1,064	-8.5%	375	-11.8%	361 (※)	-3.8%
対外投資実行総額	億ドル	1,744	7.1%	357	4.4%	335	-6.1%
上海株価指数		3,969	617 ↑	3,336	295 ↑	3,892	556 ↑
株式時価総額	億元	1,080,179	26.4%	865,178	12.5%	1,078,072	24.6%
株式取引総額の総計	億元	4,142,038	62.6%	853,653	65.8%	1,433,635	67.9%
為替レート 1 US\$	元	7.0288	-2.2%	7.1782	1.2%	6.9194	-3.6%
100 円	元	4.4797	-3.1%	4.8355	2.5%	4.3296	-10.5%
1 ユーロ	元	8.2355	9.4%	7.7962	1.6%	7.9302	1.7%

※ 本稿編集日現在、商務部からの米ドル金額が未発表であるため、第 1 四半期に関する中国全国外資導入額と対外投資実行総額は、外貨管理局が 2026 年 3 月末時点で発表した為替中間レートに基づき算出した参考値です。

★ 中国ビジネス相談 Q & A

■ 『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について（1）

Q: 最新の『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について、教えてください。

＜政策法規＞＜奨励類外商投資産業目録＞＜2025 年版＞

A: 2025 年 12 月 24 日、国家発展改革委員会と商務部は『[奨励類外商投資産業目録（2025 年版）](#)』（第 37 号令、以下『2025 年版奨励目録』と略称）を発表し、2026 年 2 月 1 日から実施されます。これに伴い、従来の『奨励類外商投資産業目録（2022 年版）』は廃止されます。これは、国内外の情勢の変化を踏まえて、3 年ぶりに主管部門が『奨励目録』を改訂・拡大し、体系的な最適化を図ったものであり、より多くの外資を先進製造業、現代サービス業、ハイテク、エネルギー節約・環境保護等の分野、及び中国西部・中部、東北地域、海南省に誘導することを目的としています。

1. 『2025 年版奨励目録』の意義と主要な枠組み

『奨励目録』は、中国の外商投資促進政策において重要な位置を占めており、また重要な外資産業政策及び地域政策でもあります。

『2025 年版奨励目録』の発表は、高水準の開放を拡大する積極的なシグナルを発し、中国の開放の扉はますます大きく開かれるという方針に沿うものです。他方で、『奨励目録』の改訂と拡大は、新しい技術、新しいビジネス形態、新しいビジネスモデルを奨励の範囲に組み込むことに資するものであ、世界中の革新要素を引き寄せ、国際投資協力を深化させることによって、中国企業と国外企業が強みを補完し合うことができます。同時に、外資企業が中国の医療健康、高齢者サービス等、ますます高度化するニーズをよりよく満たし、民生の福祉を改善し、内需をさらに拡大することにも有利です。

今回の『2025 年版奨励目録』は、2022 年版の構造を引き継いでおり、以下の 2 つの部分からなります。

- 1) 全国奨励外商投資産業目録（以下、『全国目録』と略称）：全国に適用されます。
- 2) 中西部地域等における外商投資の優位産業目録（以下、『中西部目録』と略称）：中西部地域、東北地域、海南省に適用されます。

また、市場参入政策に適合する場合においても、例えば、列举された産業が『[産業構造調整指導目録（2024 年版）](#)』等の国家関連産業目録で淘汰、禁止等の種類の産業と明確に定められている場合は、その奨励類の属性は自動的に除外されます。

2. 『2025 年版奨励目録』の三大主要な変更点

2022 年版と比べて、『2025 年版奨励目録』の総項目数は 1,679 項目で、純増が 205 項目、変更が 303 項目です。そのうち、『全国目録』は 619 項目で、増加が 100 項目、変更が 131 項目です。『中西部目録』は 1,060 項目で、増加が 105 項目、変更が 172 項目です。主な変更点は以下の通りです。

（1）先進製造業への外商投資を奨励・誘導する

『全国目録』では、ターミナル製品、部品、原材料分野等に関連する項目を新たに追加又は拡張し、産業チェーンと供給チェーンの発展レベルを向上させます。

以下は、一部の目録の内容を概要として例示したものです。（太字と下線が追加された項目、二重線

華鐘コンサルタントグループ会員専用

が削除された項目で、以下同様です。）

『2025 年版奨励目録』における『全国目録』（先進製造業部分が重点）

三、製造業	
(一) 農副食品加工業	20. ペットフードの開発、生産
(四) 繊維業	<u>47. ゴミ埋立場の防浸性土工膜の開発、生産</u> <u>48. 生物系合成繊維、分解性合成繊維、人造蜘蛛糸の生産</u> <u>49. 高精細フィルター用非織造布、高性能マイクロポラスフィルター用繊維、脱硝・集じん一体化フィルター用材料の研究開発及び生産</u>
(八) 文教・工芸・スポーツ・娯楽用品製造業	<u>60. 楽器の新技术・新製品の研究開発、生産</u>
(九) 石油加工・コークス・核燃料加工業	<u>63. 加熱炉の熱効率向上技術の研究開発及び製品の生産</u> <u>64. 原油加工の非蒸留・非精留分離技術の研究開発及び製品の生産</u>
(十) 化学原料・化学製品製造業	<u>89. 再生可能エネルギーによる水電解製水素・アンモニア、再生可能エネルギーによる水電解製水素・メタノールの生産・輸送・貯蔵</u> <u>90. ポリビニルピロリドンの生産</u> <u>91. メタロセンポリプロピレン製品の開発及び生産</u> <u>92. 高付加価値・高性能ポリウレタン及びその下流新材料製品、及びそれに対応する原料の開発、生産</u> <u>93. リチウム電池に必要な原料の生産：超高分子量ポリエチレン</u> <u>94. 生物系化学品の開発、生産</u>
(十一) 医薬製造業	<u>95. 新型活性成分医薬品、新ターゲット・新作用メカニズムの化学的創薬、ジェネリック医薬品の品質・効能一致性評価を通過した汎用名医薬品、高付加価値製剤製品の原料医薬品、高級製剤、臨床で不足している医薬品等の製品及び主要中間体の開発・生産；医薬品及び医療機器の研究開発・生産に必要な第三者技術サービスプラットフォームの運営：医薬品スクリーニングプラットフォーム、臨床技術転換プラットフォーム、安全性評価センター、中間試験拡大プラットフォーム、エンジニアリング転換センター、研究開発カスタマイズプラットフォーム、受託生産プラットフォーム、公共検査センター等</u> <u>111. 新型医療機器・医療用材料の生産加工</u> <u>112. 水産用・獣用ワクチンの新製品又は新剤形の生産</u> <u>113. 核酸系医薬品の開発、生産</u> <u>114. 放射性医薬品の開発、生産、診断又は治療目的で放射性同位体を含む特殊な医薬品の開発、生産</u> <u>115. 革新的な原薬の国内生産への移転（製剤生産を含む）</u> <u>116. 生物医用材料の開発、生産：再構築コラーゲン、再生・修復材料としての生分解性材料、新しい空洞材料</u>
(十二) 化学繊維製造業	105. ゴミ埋立場の防浸性土工膜の開発、生産 <u>122. ナイロン製品のリサイクル・再利用</u>

「『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談 Q & A

■ 『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について（2）

Q: 最新の『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について、教えてください。

< 政策法規 > < 奨励類外商投資産業目録 > < 2025 年版 >

A: 2025 年 12 月 24 日、国家発展改革委員会と商務部は『[奨励類外商投資産業目録（2025 年版）](#)』（第 37 号令、以下『2025 年版奨励目録』と略称）を発表し、2026 年 2 月 1 日から実施されます。これに伴い、従来の『奨励類外商投資産業目録（2022 年版）』は廃止されます。これは、国内外の情勢の変化を踏まえて、3 年ぶりに主管部門が『奨励目録』を改訂・拡大し、体系的な最適化を図ったものであり、より多くの外資を先進製造業、現代サービス業、ハイテク、エネルギー節約・環境保護等の分野、及び中国西部・中部、東北地域、海南省に誘導することを目的としています。

「『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について（1）」から続く

2. 『2025 年版奨励目録』の三大主要な変更点

（1）先進製造業への外商投資を奨励・誘導する（続き）

『2025 年版奨励目録』における『全国目録』（先進製造業部分が重点）

三、製造業	
（十三）ゴム・プラスチック製品業	110. プラスチック軟包装の新技术・新製品（高遮断性、多機能フィルム及び原材料）の開発、生産 127. 真空めっきアルミ、シリコンスプレー、ポリエチレンアルコール（PVA）塗布フィルム、機能性ポリエステル（PET）フィルム、無溶剤複合又は熱複合の省エネルギー・低炭素ポリプロピレンフィルム、二軸延伸ポリスチレン（OPS）フィルム及び紙・プラスチック基の多層複合等、新しい包装材料の開発、生産 128. 防炎性及び鋼材代替の耐摩耗性プラスチック製品の研究開発、生産 129. 中型バルクコンテナ（IBC 樽）の製造及びリサイクル・再生利用
（十四）非金属鉱物製品業	156. 光電機能無機薄膜及びデバイスの研究開発、生産 157. 新エネルギー分野における燃料電池用炭素キャリア材料の研究開発、生産 158. 石墨放射線、やけど治療用パッドの生産 159. 高温ガス冷却炉コア用核石墨技術及び生産
（十六）金属製品業	166. 大型一体型圧鑄金型（半周長＞4500 ミリメートル）の研究開発 167. インテリジェント金型（10 個以上のセンサーを搭載）の研究開発 168. 複合材料成型金型（カーボンファイバー、ガラスファイバー成型）の研究開発 169. 砂利碎石機用高性能耐摩耗材料の研究開発及び生産
（十七）汎用機械製造業	172. 車両解体、碎断、再利用可能な部品のリメイク・リマニュファクチャリング機器及び後処理分離機器の製造、新エネルギー車電池のリサイクル解体 173. 自動車、電子、航空宇宙、家電、FMCG 分野に適用されるフレキシブル生産ラインの製造 199. 主要鑄造品、鍛造品の研究開発、生産：高強度・高塑性ダクタイル鑄鉄製品、高性能圧縮グラファイト鑄鉄製品、高精度・高圧・大流量油圧鑄造品、有色合金特殊鑄造工程鑄造品、高強度鋼鍛造品、耐高温・耐低温・耐腐食・耐摩耗等の高性能・

華鐘コンサルタントグループ会員専用	
	軽量化新材料鑄造品・鍛造品、高精度・低ストレス工作機械鑄造品・鍛造品、自動車・エネルギー装備・鉄道交通装備・海洋工学装備分野に使用される高性能主要鑄造品・鍛造品 200. 圧縮機（組）製品の生産：商業用エアコン圧縮機、冷凍冷蔵圧縮機、ヒートポンプ圧縮機/ヒートポンプユニット、膨張発電機/廃熱発電ユニット、空気圧縮機（ギアドライブ/気浮動/磁浮動）、ブロワー（気浮動/磁浮動）
（十八）専用機械製造業	303. 動物臨床診断、治療、病原体同定装置等の獣医機器・医療材料の生産・加工 304. 高効率・省エネルギー磁浮動動力装置の製造 305. 使用済み動力電池のリサイクル処理装置の製造 306. スマート検査装置・機器の製造：オンライン・ノンデストラクティブ検査 307. ハイスピードカメラの研究開発及び生産 313. 多自由度自動車板ばね試験装置の設計・製造 314. フォトリソグラフィ装置の研究開発・製造 315. ゼロ磁場医学装置の研究開発・製造
（十九）自動車製造業	334. 普通ハイブリッド（HEV）システムの研究開発・製造：重度ハイブリッドシステム（電動駆動能力を備える）、高出力型リチウム電池パック（電池システム電圧＞240 ボルト）、ハイブリッドモーター・システム（最大回転数≥毎分 17,000 回転、最高電圧≥600 ボルト、最大出力≥50 キロワット） 335. 無人化・インテリジェントなネットワーク化された車両のテスト・システムの開発 336. 車載液晶ディスプレイの研究開発 337. 高出力電子部品の研究開発：EV リレー、電圧≥750 ボルト、電流≥250 アンペア；DC-Link 直流支持コンデンサー、電圧≥500V、容量≥500 マイクロファラッド
（二十一）電気機械・機器製造業	379. ガス発電機の主要装置の製造 380. 水素発電装置の製造 381. 地熱エネルギー供給・冷却用プラント又は主要装置の製造
（二十二）コンピュータ・通信・その他の電子機器製造業	394. 量子・脳型等の新メカニズムコンピュータシステムの研究開発・製造、量子情報技術の研究開発及び製品の生産、量子センシング・量子暗号・量子計算能力・量子コンピュータ・量子精密測定等の量子インターネット関連ソフトウェア・ハードウェアの研究開発・設計・製品の生産 395. 集積回路・化合物半導体製造用主要装置及び部品の開発・製造 432. ロボットの主要基本部品の開発・製造：インテリジェントコントローラー、インテリジェント一体化ジョイント、新型センサー、インテリジェントエンドエフェクター 433. ブレインマシン融合・脳型チップ等のブレインマシンインターフェース主要部品の研究開発・製造 434. 電子ゲーム・遊技機器の製造 435. 真空製品の研究開発：太陽光発電用真空ポンプユニット、半導体産業用真空ポンプユニット、負圧真空システムユニット 436. データセンターの上流のマイクロモジュール、配電盤、UPS、空気冷却システム、液体冷却システム、スイッチ、サーバー、ストレージの開発・生産 437. リチウム電池銅箔材料の開発・製造 438. デジタルツイン装置の開発・製造 439. 感光性ドライフィルムの開発・製造

「『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について（3）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について（3）

Q: 最新の『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について、教えてください。

<政策法規><奨励類外商投資産業目録><2025年版>

A: 2025年12月24日、国家発展改革委員会と商務部は『[奨励類外商投資産業目録（2025年版）](#)』（第37号令、以下『2025年版奨励目録』と略称）を発表し、2026年2月1日から実施されます。これに伴い、従来の『奨励類外商投資産業目録（2022年版）』は廃止されます。これは、国内外の情勢の変化を踏まえて、3年ぶりに主管部門が『奨励目録』を改訂・拡大し、体系的な最適化を図ったものであり、より多くの外資を先進製造業、現代サービス業、ハイテク、エネルギー節約・環境保護等の分野、及び中国西部・中部、東北地域、海南省に誘導することを目的としています。

「『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について（2）」から続く

2. 『2025年版奨励目録』の三大主要な変更点

（2）現代サービス業への外商投資を奨励・誘導する

『全国目録』では、ビジネスサービス、技術サービス、科学研究、サービス消費等の分野に関連する項目を新たに追加又は拡張し、特に「七、宿泊業及び飲食業」を新たに追加しました。これにより、サービス業の質の高い発展をより多様化して促進します。伝統的な卸売業及び小売業については、今回は一切の調整を行っていません。以下の一部の新規条項からも、政府が文化観光、スマートライフ、医療等現代サービス業の発展を促進し、優良な外資を関連市場に引き入れることで、人々の生活の質とレベルをより高めたいということがわかります。

『2025年版奨励目録』における『全国目録』（現代サービス業部分）

六、卸売業及び小売業	今回の段階では調整はありません。
七、宿泊業及び飲食業	520. <u>キャンプ産業のコンサルティング、計画設計、運営サービス</u> 521. <u>民宿の設計、ブランド開発、運営サービス</u>
八、情報伝送・ソフトウェア・技術サービス業	524. <u>情報技術の研究開発サービス、運営及び保守サービス、開発応用サービス等、情報技術アウトソーシング（ITO）</u> 525. <u>スマートホーム産業のインテリジェントなアップグレードサービス</u> 526. <u>付加価値電信業務（中国のWTO加盟時の開放を約束した電信業務に限る）</u>
九、賃貸業及びビジネスサービス業	538. <u>言語サービス業（翻訳、ローカライゼーションサービス、言語大規模モデルのトレーニング、人工知能を活用した言語技術の開発、言語リソースサービスを含む）</u> 539. <u>現代の高級な海運サービス：国際船舶代理、海損精算、海運リース、海事トレーニング</u> 540. <u>広告サービス：広告のアイデア出し、企画、デザイン、制作、代理、発表</u> 541. <u>ペットクリニック、ペットの美容サービス</u> 542. <u>不動産管理サービス</u>
十、科学研究・開	578. <u>超低エネルギー消費、ニアリーゼロエネルギー消費、低炭素、ニアリーゼロ</u>

華鐘コンサルタントグループ会員専用

発・製品・技術サービス業	<u>炭素建築技術の研究開発及び製品</u> <u>579. 柔軟な直流送電技術の研究開発、普及</u> <u>580. エネルギーの包括的な管理、関連ソフトウェア・ハードウェアの開発、システムの運営</u> <u>581. 医薬のアウトソーシングサービス（契約研究機関 CRO）</u> <u>582. 新素材の共通技術プラットフォーム又はサービスプラットフォームの運営</u> <u>583. ヒューマノイドロボット及び主要な部品（減速機、モーター、コントローラー、エンコーダー、トルクセンサー、ベアリング）の研究開発及び製品の生産</u> <u>584. 新エネルギー電池の効率的な消火技術の開発及び製品の生産</u> <u>585. 生成 AI 技術の開発及び製品の生産</u> <u>586. 省エネルギー・低炭素関連の包括的なコンサルティング、炭素資産管理関連サービス</u> <u>587. ペットの診断、治療技術の研究開発及び製品の生産</u> <u>588. スマート建設と建築工業化の基本的な共通技術の研究開発及び製品の生産</u> <u>589. 砂利採石場のベルトの勢力発電節エネルギー技術の開発及び製品の生産</u> <u>590. 半導体装置の腔体洗浄・修復サービス</u>
十三、衛生・社会福祉業	600. 精神障害のリハビリテーション機関 610. 心理カウンセリング機関 <u>605. インターネット + 医療健康サービス</u> <u>606. スマート医療の産業のインテリジェントなアップグレードサービス</u> <u>607. 高齢者用品及び関連製品の製造</u>
十四、文化・観光・スポーツ・娯楽業	<u>614. 田舎旅行業、レジャー観光</u> <u>615. 自動車、キャンピングカーのキャンプ場の運営と管理</u> <u>616. 保養観光、エコツーリズムの総合的な開発</u> <u>617. 冬季スポーツ観光資源の開発</u> <u>618. 旅行代理店の経営</u> <u>619. スポーツ観光サービス</u>

（３）中西部地域、東北地域、海南省への外商投資を奨励・誘導する

今回の改訂では、各地の資源配分、特色ある強み、産業発展の実情を組み合わせ、『中西部目録』の奨励範囲を拡大しました。外商投資の方向性をさらに最適化し、投資の質を継続的に向上させ、国内における外商投資の地域配置を不断に改善することを目指しています。

例えば、河南省、湖南省、安徽省等では、新エネルギー電池、風力発電装置、新エネルギー自動車に関連する設計及び専門サービスが新たに追加されました。湖南省では、観光、生態資源、サービス施設等の関連分野にも重点を置いています。内モンゴル自治区では、電池、太陽光発電モジュール等の新興産業廃棄物の循環利用技術の研究開発と利用が新たに奨励される業種に追加されました。

海南省は、今回最も多くの新規奨励条項を追加した地域ですが、新エネルギー自動車関連だけでなく、国際航空貨物輸送、エネルギー節約・環境保護製品等も含め、海南省自由貿易港の政策的な特別な地位が示されています。海南自由貿易港が 2025 年 12 月 18 日から「封閉」運営を開始した後の主要な税制優遇政策については、弊社ウェブサイト（www.shcs.com.cn）のビジネス Q&A の内容もご参照ください。

「『奨励類外商投資産業目録（2025 年版）』について（４）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について（4）

Q: 最新の『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について、教えてください。

<政策法規><奨励類外商投資産業目録><2025年版>

A: 2025年12月24日、国家発展改革委員会と商務部は『[奨励類外商投資産業目録（2025年版）](#)』（第37号令、以下『2025年版奨励目録』と略称）を発表し、2026年2月1日から実施されます。これに伴い、従来の『奨励類外商投資産業目録（2022年版）』は廃止されます。これは、国内外の情勢の変化を踏まえて、3年ぶりに主管部門が『奨励目録』を改訂・拡大し、体系的な最適化を図ったものであり、より多くの外資を先進製造業、現代サービス業、ハイテク、エネルギー節約・環境保護等の分野、及び中国西部・中部、東北地域、海南省に誘導することを目的としています。

「『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について（3）」から続く

2. 『2025年版奨励目録』の三大主要な変更点

（3）中西部地域、東北地域、海南省への外商投資を奨励・誘導する（続き）

『2025年版奨励目録』の新規奨励範囲は広く、内容も多いので、以下では一部の省又は直轄市の新規内容を概要として引用し、参考までに示します。

『2025年版奨励目録』における『中西部目録』（一部の省）

河南省	
21.	<u>プロテインデザイン、酵素エンジニアリング、代謝エンジニアリング等の合成生物学技術の研究開発とサービス、合成生物学法で製造される高級ファインケミカル製品、工業用酵素製剤等のバイオベース材料の生産</u>
22.	<u>新エネルギー電池及び電池材料の研究開発と生産</u>
27.	<u>風力発電装置及び部品の研究開発</u>
28.	<u>高級化・インテリジェントなクレーン機械及び部品の研究開発と生産</u>
29.	<u>普通飛行機の部品及び機内装備の製造・修理、新素材の開発・生産</u>
30.	<u>人工知能ソフトウェアの研究開発、スマートロボット及び関連ハードウェアの研究開発・製造</u>
38.	<u>現代物流：航空物流、国際物流、冷凍物流、大手物流インテグレーター</u>
43.	<u>エネルギー貯蔵技術の研究開発と生産応用（揚水発電、電気化学エネルギー貯蔵、空気圧縮エネルギー貯蔵、フライホイールエネルギー貯蔵、水素エネルギー貯蔵、熱エネルギー貯蔵を含む）</u>
重慶市	
27.	<u>工業用ロボット、建築用ロボット、検査・測定装置の本体及び部品の研究開発・製造</u>
36.	<u>車載電気計器の生産</u>
37.	<u>生物・化学分野で使用できる高硼珪酸ガラス消耗品及び実験用装置の研究開発・生産</u>
40.	<u>科学技術情報及びコンサルティングサービス</u>
43.	<u>倉庫保管、貨物代理、船積み代理、梱包、積み卸し、運搬、流通加工、集荷・配達、配送、</u>

華鐘コンサルタントグループ会員専用

	<u>複合輸送サービス、サプライチェーンサービス、物流関連ドキュメント等の現代物流プロジェクト、国境港湾物流施設の運営、農村物流総合サービスシステムの運営</u> 45. <u>芸術パフォーマンスのトレーニングと仲介サービス、文化用品・設備等の産業化開発</u> 46. <u>文化基地（アニメ、伝統工芸）と学習・研究基地の経営</u> 48. <u>保養スポーツ観光、音楽観光の製品開発</u>
湖南省	
	22. <u>一般航空飛行機の主要技術及び装置の研究開発</u> 23. <u>新エネルギー自動車のデザイン、研究開発、部品製造、太陽光発電・蓄電・充電一体化システム、新エネルギー自動車の充電・交換装置技術の開発及び製品の生産</u> 43. <u>観光地の保護、開発、経営及び関連インフラの建設</u> 44. <u>観光、エコホテルの運営</u> 46. <u>温泉観光資源の開発、温泉観光地の経営・管理</u>
江西省	
	28. <u>新型エネルギー貯蔵技術に基づく分散型エネルギー貯蔵装置の研究開発、製造、工事据付</u>
安徽省	
	17. <u>バイオベース材料及び製品の研究開発と加工</u> 19. <u>自転車タイヤの生産：レーシングタイヤ、市街地タイヤ、グラベルロードタイヤ、マウンテンバイクタイヤ、スノータイヤ</u> 21. <u>自動車部品製造：6段以上のオートマチックトランスミッション、商用車用高出力密度ドライバックスル、アダプティブヘッドライトシステム、軽量化素材の応用、高性能複合素材、希土類磁性素材、クラッチ、油圧ダンパー、センターコンソールアセンブリ、シート、ベアリング、自動車の「三電」「三智」システム、動力電池の製造及び包括的なリサイクル利用、水素燃料電池、ステアリングホイール、シートベルトの製造</u> 38. <u>新エネルギー自動車技術成果の専門サービス：取引代理、価値評価</u>
内モンゴル自治区	
	8. <u>乳酸菌（発酵プロセスの最適化と菌株の選択）の研究開発と製品の生産</u> 25. 太陽エネルギー、風力発電装置及び部品の製造 26. <u>電子部品産業チェーン：電解コンデンサー</u> 33. <u>使用済み動力電池、太陽光発電モジュール、風力タービンブレード等の新興産業廃棄物の循環利用技術の研究開発と装置の製造</u>

「『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について（5）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について（5）

Q: 最新の『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について、教えてください。

<政策法規><奨励類外商投資産業目録><2025年版>

A: 2025年12月24日、国家発展改革委員会と商務部は『[奨励類外商投資産業目録（2025年版）](#)』（第37号令、以下『2025年版奨励目録』と略称）を発表し、2026年2月1日から実施されます。これに伴い、従来の『奨励類外商投資産業目録（2022年版）』は廃止されます。これは、国内外の情勢の変化を踏まえて、3年ぶりに主管部門が『奨励目録』を改訂・拡大し、体系的な最適化を図ったものであり、より多くの外資を先進製造業、現代サービス業、ハイテク、エネルギー節約・環境保護等の分野、及び中国西部・中部、東北地域、海南省に誘導することを目的としています。

「『奨励類外商投資産業目録（2025年版）』について（4）」から続く

2. 『2025年版奨励目録』の三大主要な変更点

（3）中西部地域、東北地域、海南省への外商投資を奨励・誘導する（続き）

『2025年版奨励目録』における『中西部目録』（一部の省）

海南省
6. <u>農林水産物、食品、医薬品の冷凍物流集配センターの運営</u> 7. <u>農林製品の貿易・マーケティングセンターの運営</u> 9. <u>海洋環境の管理、生態系の修復、生態デモンストレーションプロジェクトの建設</u> 17. <u>熱帯病の研究、診断、治療</u> 26. <u>化粧品（水銀含有量が100万分の1以下）の開発・生産</u> 27. <u>教具・教育機器の研究開発・生産</u> 30. <u>最新で実用的な製薬及びバイオ製剤の成套装置の製造</u> 32. <u>特殊乾式トランスフォーマー、リアクター、コンバータ、無功補償及び電源成套装置、超濾過膜浄水装置の研究開発と製造</u> 33. <u>ソフトウェア・ハードウェア製品テスト検証ツールの研究開発及び製品の生産</u> 35. <u>オートバイの本体及び主要部品の製造</u> 37. <u>新エネルギー自動車用動力電池の包括的な利用</u> 38. <u>新エネルギー自動車の充電・交換インフラ及びスマートシステム技術の研究開発及び運営</u> 49. <u>汎用又は高級汎用プロセッサ、メモリ、オペレーティングシステム、データベース等の基本ソフトウェア・ハードウェアの研究開発及び製品の生産</u> 52. <u>宇宙食、宇宙医薬品、宇宙医学の研究及び製品の生産</u> 53. <u>国際航空貨物輸送サービス</u> 54. <u>国際航空機及び航空機部品の物流、取引市場</u> 82. <u>メタバース技術の研究開発及び製品の生産</u> 83. <u>省エネルギー・節水、低炭素循環、汚染物質の削減等の主要な環境保護技術プロセス、セット製品の研究開発及び産業化</u>

華鐘コンサルタントグループ会員専用

84. 環境保護技術と製品の開発、環境保護プロジェクトの設計・施工・運営、エネルギー診断サービス

3. 外商投資『奨励目録』の分野で享受できる優遇政策の概要

外商投資「奨励目録」内の業界分野では、以下の3つの主要な優遇政策を享受することができます。

- 1) 投資総額内で輸入する自社用設備については、国家が免税を認めない製品を除き、関税が免除されます。
- 2) 高密度用地を使用する奨励類の工業プロジェクトに対しては、土地の優先供給が行われ、かつ、所在地のランクに応じた全国工業用地の最低譲渡価格基準の70%を下回らない価格で譲渡価格を決定することができます。
- 3) 西部地域や海南省への投資では、さらに企業所得税を15%の税率で減額して納めることができます。

4. 『2025年版奨励目録』実施後の政府の対応

『2025年版奨励目録』は2026年2月1日から実施され、同時に『2022年版奨励目録』は廃止されます。その後、国家発展改革委員会等の関連主管部門は、外国投資者が中国に投資するための市場化、法治化、国際化された一流のビジネス環境を創出するために、複数の措置を講じます。具体的には以下の通りです。

（1）外資流入を拡大する。 重大な外資プロジェクトの専門チームの役割を発揮し、グリーンレーンを開設して新しい一連の重大な外資プロジェクトを迅速に立ち上げ、プロジェクトが国家レベルで抱える用地、海域使用、環境アセスメント、エネルギー消費等の問題を統合的に調整解決し、さらに重大な外資プロジェクトのモデル効果を発揮します。

（2）外資企業の満足度を高める。 外資企業のサービスを強化する特別な行動を展開し、投資の実施や生産経営で企業が直面する問題や要望を多様な渠道を通じて把握し、解決を促進します。外国投資家、外資企業、外資商工会とのコミュニケーションを強化し、タイムリーに意見や提案を聞くことで、外商の中国への投資を法的に便利にします。

（3）中外企業の投資協力の対接プラットフォームを構築する。 適宜、国際産業投資協力の対接イベントを組織開催し、外商が中国に投資するためのプラットフォームを提供し、地方政府が外資促進活動を展開するのを支援し、より多くのプロジェクトの交渉と契約を促進します。

弊社は中国で30年以上にわたり総合コンサルティング業務を展開しており、国家発展改革委員会や商務部等の外資主管部門とは良好なコミュニケーションと協力関係を築いています。投資や経営において何かご質問やお困りごとがある場合は、是非弊社にご連絡ください。

以上

（作成：公関部 俞穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』について（1）

Q: 近年の中国における外国投資に関する統計情報について、教えてください。中国政府は公式な統計データを定期的に発表していますか。

<統計データ><外商投資報告><外資統計公報>

A: 中国商務部の公式ウェブサイトの「[特集情報](#)」ページでは、毎年、前年度の『中国外商投資報告』や『中国外資統計公報』等の公式統計情報を発表し、各界関係者の参考に供しています。2025年9月に、商務部は『[中国外商投資報告 2025](#)』と『[中国外資統計公報 2025](#)』をそれぞれ発表し、前年度である2024年の外商投資及び外資統計データを詳細に集計・公表しました。

1. 二つの報告書の概要

(1) 『中国外商投資報告 2025』（右図）

合計102ページの本報告書は、「総合編」、「業種編」、「特集編」、「地域編」の4部構成となっています。2024年の中国への外商投資の全体的状況に加え、2025年の発展傾向を踏まえ、業種、地域等複数の次元から、中国の外商投資に関する主要政策やホットピックを解釈・分析しています。

📌 **総合編**：2024年の中国への外商投資の全体的状況と主な政策を体系的に紹介し、外商投資の見通しについて分析と展望を行っています。

📌 **業種編**：健康産業、新エネルギー自動車、人工知能（AI）、科学技術サービス業の4つの業種について、発展状況、投資機会、政策保障を分析しています。

📌 **特集編**：中国と主要国の投資環境を比較し、中国のサービス業における開放拡大の政策方向性を紹介するとともに、重点開放プラットフォームの外資利用効果をまとめています。

📌 **地域編**：北京市、吉林省、上海市、福建省、重慶市の5つの省・直轄市を例に、それぞれの外資誘致取り組み状況を紹介しています。



(2) 『中国外資統計公報 2025』

商務部は1998年から『中国外資統計』の編纂を開始し、2019年に全面改訂・バージョンアップし『中国外資統計公報』として発行しています。今回発表された『中国外資統計公報 2025』（右図）は、中日英語併記で合計120ページとなっており、「2024年中国外商投資概要」「外商投資の業種別分布」「外商投資の地域別分布」「投資元の国・地域別分布」「外商投資の動向」「世界の直接投資動向」という6つの側面から、2024年の中国における外商投資の詳細な状況をまとめています。また、一連の統計付表を通じて、各年のデータ推移も示しています。



以下では、これら二つの報告書で公表されている、日本からの投資に関連する部分の情報及び表・グラ

華鐘コンサルタントグループ会員専用

フのリストを列記いたします。詳細については、上記報告書の PDF ファイルリンクをご参照ください。

2. 二つの報告書の概要情報抜粋

二つの報告書はいずれも、2024 年の中国への外商投資状況を、多数の表や図等を通じて包括的に記載しています。関心のある会員企業の皆様には、両報告書を併せて比較・参照されることをお勧めします。

（1）『中国外商投資報告 2025』関連データ

『中国外商投資報告 2025』における一部の図表目録

番号	図表名称	報告書内の ページ番号
図目録		
図 1-1	2020-2024 年 新設外商投資企業数の推移	4
図 1-2	2024 年 業種詳細別 実際利用外資額の構成比	5
図 1-3	2020-2024 年 製造業 実際利用外資額及び構成比の推移	6
図 1-4	2024 年 国・地域別 実際利用外資額の構成比	8
図 2-1	2015-2024 年 中国の新エネルギー自動車生産台数及び前年比増加率の推移	35
図 2-2	2022-2024 年 中国 AI 産業の規模及び成長率の推移	42
図 2-3	2020-2024 年 全社会研究開発費(R&D 経費)及びその投入強度の推移	50
図 2-4	2019-2023 年 中国外商投資企業の特許出願件数の推移	51
図 3-1	2020-2024 年 主要外資導入国の製造業月平均収入(年間平均)の推移	57
図 3-4	2023 年 主要外資導入国の製造業ロボット密度	60
図 3-6	2020-2024 年 世界のサービス業 実際利用外資額及び構成比の推移	65
図 3-7	2020-2024 年 世界のサービス貿易(輸出入)額及び構成比の推移	65
図 3-9	2020-2024 年 国家級経済技術開発区の新設外商投資企業数及び増加率の推移	72
表目録		
表 1-1	2024 年 生産性サービス業 実際利用外資額の前年同期比増加業種	7
表 1-2	2021-2024 年 国・地域別 実際利用外資額の構成比	8
表 1-3	2024 年 対中直接投資額トップ 10 の資金源国・地域(※)	9
表 2-1	2023 年 製薬企業・医療機器メーカーの R&D 経費支出及び新製品開発経費支出状況	27
表 2-2	一部の省・直轄市における AI 関連政策	46
表 3-1	2024 年 世界のコンテナ取扱量トップ 10 の港	61

※印のある図表情報は、以下に抜粋してご紹介します。(以下同様)

「『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』について(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』について（2）

Q: 近年の中国における外国投資に関する統計情報について、教えてください。中国政府は公式な統計データを定期的に発表していますか。

＜統計データ＞＜外商投資報告＞＜外資統計公報＞

A: 中国商務部の公式ウェブサイトの「[特集情報](#)」ページでは、毎年、前年度の『中国外商投資報告』や『中国外資統計公報』等の公式統計情報を発表し、各界関係者の参考に供しています。2025年9月に、商務部は『[中国外商投資報告 2025](#)』と『[中国外資統計公報 2025](#)』をそれぞれ発表し、前年度である2024年の外商投資及び外資統計データを詳細に集計・公表しました。

「『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』について（1）」から続く

2. 二つの報告書の概要情報抜粋

(1) 『中国外商投資報告 2025』関連データ（続き）

表 1-3 2024 年 対中直接投資額トップ 10 の資金源国・地域		
国・地域	金額（億米ドル）	構成比
中国香港	809.6	69.6%
シンガポール	108.5	9.3%
アメリカ	43.9	3.8%
イギリス	25.9	2.2%
韓国	23.9	2.1%
日本	21.3	1.8%
ドイツ	19.6	1.7%
オランダ	18.5	1.6%
中国台湾	17.2	1.5%
フランス	10.2	0.9%

上記の表の投資額から見ると、2024年、シンガポールの対中投資は108.5億米ドルに達し、実際利用外資総額に占める割合は9.3%に上昇し、12年連続で中国の最大の外資導入源国となっています。アメリカとイギリスはそれぞれ第2位、第3位を占め、実際利用外資総額に占める割合はそれぞれ3.8%、2.2%です。一方、赤色で示されている日本の割合は1.8%であり、韓国に次いで第5位となっています。中国の外資導入源が比較的集中しているため、対中投資額上位10位までの国・地域の合計割合は94.5%に達しています。

なお、『中国外商投資報告 2025』では、中国の労働コスト、製造業ロボット密度、家計消費支出等のデータについて、日本等との比較も行われています。以下に引用します。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

- ◆中国製造業の労働コストは依然として一定の競争優位性を有している：現在、中国の製造業労働コストは東南アジア及び南アジア地域より高い水準にあります。購買力平価（PPP）を用いて算出した場合、2020年から2024年の間、中国の製造業従業員の平均月収は1,334.5米ドルで、それぞれベトナム、インド、ラオス、インドネシアの1.3倍、1.7倍、2.3倍、2.5倍でした。しかし、ドイツ、アメリカ、シンガポール、日本と比較すると、それぞれ約18.6%、23.6%、29.1%、50%の水準です。中国は完備された産業チェーン体系と比較的高い製造業のスマート化・自動化水準を有しており、規模の経済とサプライチェーン統合を求める多国籍企業にとって強い吸引力を持っています。
- ◆中国の工業自動化水準は世界のトップクラスにある：近年、中国の工業自動化水準は着実に向上しており、自動車、電子機器、半導体、家電等重点分野の自動化率は継続的に高まっています。国際ロボット連盟（IFR）のデータによると、2023年の世界の製造業ロボット密度の平均は労働者1万人あたり162台でした。同期、中国の製造業ロボット密度は労働者1万人あたり470台で、世界平均を上回っています。国別に見ると、中国の製造業ロボット密度は、韓国（労働者1万人あたり1,012台）とシンガポール（労働者1万人あたり770台）に次ぐ水準であり、ドイツ（429台）、日本（419台）、アメリカ（295台）を上回っています。
- ◆中国の超大規模市場の優位性が顕著に：世界銀行の統計データによると、2019年から2023年の5年間に於いて、中国の年平均家計消費支出は6兆米ドル（2015年固定価格ドルベース）に達し、アメリカの約42.1%に相当します。また、日本、インド、韓国と比較すると、それぞれ約2.5倍、3.5倍、7.6倍の規模でした。

(2)『中国外資統計公報 2025』関連データ

『中国外資統計公報 2025』における一部の付表及び図表目録

番号	図表名称	報告書内の ページ番号
付表目録		
付表 1	2024年までの外商直接投資状況	23
付表 2	2005年～2024年 外商直接投資の産業別内訳状況	25
付表 3	2024年 外商直接投資の業種別内訳状況	26
付表 4	2024年 外商直接投資の国別（地域別）内訳状況	27
付表 5	2024年までの外商直接投資の国別（地域別）内訳状況（※）	34
付表 6	1987年～2024年 EUの対中投資状況一覧	42
付表 7	1987年～2024年 ASEANの対中投資状況一覧	44
付表 8	2010年～2024年「BRICS諸国」の対中投資状況一覧	46
付表 9	2013年～2024年「一帯一路」共創国・地域の対中投資状況一覧	47
付表 10	2011年～2024年 全国及び外商投資企業・香港・マカオ・台湾投資企業の固定資産投資状況	48
付表 11	1992年～2024年 全国工業付加価値額及び外商投資規模以上工業企業の工業付加価値額状況	49
付表 12	2011年～2024年 全国及び外商投資規模以上工業企業の経営状況	50
付表 13	1986年～2024年 外商投資企業の貨物貿易輸出入状況	51
付表 14	2000年～2024年 中国の実際利用外資の世界に占める割合の推移	53

「『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』について(3)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』について（3）

Q: 近年の中国における外国投資に関する統計情報について、教えてください。中国政府は公式な統計データを定期的に発表していますか。

＜統計データ＞＜外商投資報告＞＜外資統計公報＞

A: 中国商務部の公式ウェブサイトの「[特集情報](#)」ページでは、毎年、前年度の『中国外商投資報告』や『中国外資統計公報』等の公式統計情報を発表し、各界関係者の参考に供しています。2025年9月に、商務部は『[中国外商投資報告 2025](#)』と『[中国外資統計公報 2025](#)』をそれぞれ発表し、前年度である2024年の外商投資及び外資統計データを詳細に集計・公表しました。

「『中国外商投資報告 2025』と『中国外資統計公報 2025』について（2）」から続く

2. 二つの報告書の概要情報抜粋

(2) 『中国外資統計公報 2025』関連データ

『中国外資統計公報 2025』における一部の付表及び図表目録（続き）

図目録		
図 1	1979 年～2024 年 中国の外資導入状況	1
図 2	2024 年 外商直接投資の業種別構成概況	3
図 3	2024 年 新設外商投資企業の主要資金源国・地域概況	8
図 4	2024 年 実際利用外資の主要資金源国・地域概況	9
図 5	2024 年までの主要投資資金源国・地域上位 15 ヶ国（地域）の状況	9
図 6	1987 年～2024 年 EU の対中投資状況	10
図 7	1987 年～2024 年 ASEAN の対中投資状況	11
図 8	2010 年～2024 年 「BRICS 諸国」の対中投資状況	12
図 9	2013 年～2024 年 「一帯一路」共創国・地域の対中投資状況	13
図 10	2024 年 外商投資企業・香港・マカオ・台湾投資企業の固定資産投資増加率状況	14
図 11	2024 年 外商投資規模以上工業企業の工業付加価値額増加率状況	15
図 12	2011 年～2024 年 外商投資規模以上工業企業の営業収益状況	16
図 13	2011 年～2024 年 外商投資規模以上工業企業の利益総額状況	16
図 14	1986 年～2024 年 外商投資企業の輸出入状況	17
図 15	2000 年～2024 年 世界の直接投資動向	18
図 16	2000 年～2024 年 中国の実際利用外資の世界に占める割合の推移	22
表目録		
表 1	2024 年 三次産業別外資導入状況	2
表 2	2024 年 ハイテク産業の外資導入状況	3
表 3	2024 年 東部・中部・西部地区別外資導入状況	4
表 4	2024 年 一部地域の外資導入状況	4
表 5	2024 年 全国各省・直轄市・自治区別外資導入状況	5
表 6	2024 年 主要投資資金源国・地域上位 15 ヶ国（地域）の状況	7
表 7	2024 年 EU の対中投資額上位 5 業種	10

華鐘コンサルタントグループ会員専用

表 8	2024 年 ASEAN の対中投資額上位 5 業種	11
表 9	2024 年 「BRICS 諸国」 の対中投資額上位 5 業種	12
表 10	2024 年 「一帯一路」 共創国・地域の対中投資額上位 5 業種	13
表 11	2024 年 世界の FDI（外商直接投資）規模上位 10 ヶ国（地域）一覧	19
表 12	2024 年 世界の ODI（対外直接投資）規模上位 10 ヶ国（地域）一覧（※）	19
表 13	2024 年 世界の地域別 FDI 状況	20
表 14	2024 年 世界の地域別 ODI 状況	21

※印が付された図表の情報は、以下の通り抜粋して引用します。以下同じです。

付表 5 2024 年までの外商直接投資の国別（地域別）内訳状況（一部） 単位：億米ドル

国別（地域）	累計設立企業数	構成比（%）	実際利用外資額	構成比（%）
合計	1,239,203	100.0	30,893.8	100.0
アジア	969,271	78.2	22,768.8	73.7
香港地域	569,731	46.0	17,553.0	56.8
日本	57,104	4.6	1,336.1	4.3
韓国	77,022	6.2	1,027.1	3.3
台湾地域	145,678	11.8	733.1	2.4
ヨーロッパ	75,375	6.1	1,984.7	6.4
イギリス	12,990	1.0	339.7	1.1
ドイツ	13,176	1.1	445.0	1.4
ラテンアメリカ	37,026	3.0	2,687.5	8.7
イギリス領バージン諸島	25,892	2.1	1,974.1	6.4
北アメリカ	101,603	8.2	1,264.8	4.1
アメリカ	81,180	6.6	1,009.6	3.3
オセアニア	28,564	2.3	489.1	1.6
オーストラリア	15,471	1.2	111.6	0.4

表 12 2024 年 世界の ODI（対外直接投資）規模 上位 10 ヶ国（地域）一覧

国別（地域）	金額（億米ドル）	世界総量に占める割合（%）	前年同期比（%）
世界	16,088.7	100.0	3.4
アメリカ	2,663.7	16.6	-26.1
日本	2,043.8	12.7	3.9
中国	1,922.0	11.9	8.4
ルクセンブルク	1,086.0	6.7	前年はマイナス
中国香港地域	872.5	5.4	-10.2
カナダ	860.4	5.3	-7.8
シンガポール	552.6	3.4	-12.3
オランダ	547.3	3.4	前年はマイナス
スペイン	492.4	3.1	22.2
ニュージーランド	485.9	3.0	51.0

2025 年の中国外商直接投資に関する暫定データは、2026 年 1 月末に公表される見込みであり、本刊においても改めてまとめてご報告いたします。2025 年の詳細な外商直接投資データについては、『中国外商投資報告 2026』と『中国外資統計公報 2026』において発表され、2026 年 9 月の公開が予定されています。こちららも商務部の公式ウェブサイトにご注目ください。（完）

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 『政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知』について（1）

Q: 中国政府調達における国産製品に関する最新の基準・政策について、教えてください。

<政策法規><政府調達><国産製品基準><中国内生産><価格審査優遇>

A: 中国政府調達制度のさらなる充実を図るため、2025年9月30日に国务院弁公庁は『[政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知](#)』（通称『通知』）を発出し、中国政府調達における国産製品の基準と支援策を明確にしました。本通知は2026年1月1日から施行されています。

1. 『通知』の発出背景

政府調達における国産製品政策の実施は、世界主要経済国に共通する方法です。2014年改正版『[中華人民共和国政府調達法](#)』（通称『政府調達法』）第10条は、政府調達は国産製品を調達すべきものとし、国産製品の界定は国务院の関連規定に基づいて実行されると定めています。さらに、2024年3月に発表された『[高水準対外開放を着実に推進し、より強力に外資の誘致・利用を図る行動方案](#)』第11条では、「政府調達における国産製品基準の制定・公布を加速する」ことが明確化されました。

このような背景のもと、2025年9月に国際経験を参考に制定・公布された『通知』は、『政府調達法』の要求を詳細に具体化しながら、政府調達分野における外資企業による国民待遇の享受に対して実務的な行動を提供したものです。同通知は2026年1月1日より施行されています。

2. 『通知』が定める政府調達における国産製品基準・適用範囲・優遇支援政策及び実行要請

(1) 国産製品基準が満たすべき条件

『通知』は、政府調達における国産製品基準を以下3つの柱とし、該当製品は同時に三条件すべてを満たす必要があると明確にしました。下表は『通知』からの引用（太字下線は重点内容、以下同様）です。

(1) 中国内での生産

製品は、中国内で生産されなければならない。すなわち、中華人民共和国内関税域内において原材料・部品から製品への属性変更を実現しなければならない。

属性変更とは、製造、加工、又は組立等の工程を経て、原材料・部品と完全に異なる新たな製品となり、且つ新しい名称と特徴（用途）を有することを指す。属性変更には、次に掲げる軽微な操作を含まない。

1. 製品の輸送又は保管の期間中においてある種の状態を維持のために行う操作
2. 製品の輸送・販売のための包装又は陳列
3. 製品又はその包装へのブランド・ロゴ・表示及びその他区別を行うための標記の貼付又は印刷
4. 簡易な塗装・研磨・詰め替え
5. その他属性変更該当しない状況

華鐘コンサルタントグループ会員専用

(2) 中国内で生産される部品コストの規定割合達成

製品に係る中国内で生産された部品のコスト割合は、規定割合に達しなければならない。算定式は以下のとおり。

$$\frac{\text{製品の中国内で生産された部品コスト(※)}}{\text{製品総コスト}} \geq \text{規定割合}$$

財政部は関連業界主管部門と共同で、製品ごとに中国内で生産された部品コストが達しなければならない規定割合を定める。製品ごとの中国内で生産された部品コストの割合に関する要求が実施される前においては、本通知第1条第(1)号の条件を満たす製品は、政府調達活動において国産製品とみなす。

(3) 特定製品の重要部品・重要工程が関連要求を充足

特定製品については、本通知の第1条第(1)号及び第(2)号を満たすことに加え、財政部が関連業界主管部門と共同で定める重要部品・重要工程を中国内で生産・完成すること等の要求を満たさなければならない。

※ 製品の中国内で生産された部品コストは、通常、2級部品の関連コストで算定します。具体的な算定規則は、『通知』附属書1の『中国内で生産された部品コスト算定基本規則』を参照してください。

(2) 国産製品基準の適用範囲

『政府調達法』の規定によれば、政府調達とは、各級国家機関、事業単位、団体組織が財政資金を用いて、法に基づき定められた集中調達目録内、又は調達限度額基準以上の貨物、工事、サービスを調達する行為をいいます。政府調達における本国製品基準は、政府調達の貨物案件およびサービス案件に含まれる貨物に適用され、具体的には『[政府調達品目分類目録](#)』（現在全国で通用しているのは2022年版であり、近く改定版も公布される予定）に掲載されている貨物類製品を指します。

しかし、建物や構築物等は一般的に非国産製品が存在せず、文化財や陳列品等は代替不可能であって国産製品かどうかを区別する必要がなく、農林牧畜水産業の製品の政府調達は分散しており規模が小さいということを踏まえ、内外資企業の関心事、業務の実情、政策の実行可能性等の要素を総合的に考慮した上で、『通知』は以下の適用範囲において上記の関連製品を除外しました。

2. 国産製品基準の適用範囲

国産製品基準は貨物（政府調達の貨物プロジェクト及びサービスプロジェクトに関わる貨物）に適用される。国産製品基準を適用する貨物は、具体的には『政府調達品目分類目録』に掲載されている貨物類製品を指す。ただし、建物及び構築物、文化財及び陳列品、図書及び保管文書、特殊な動植物、農林牧畜水産業製品、鉱床・鉱物、電力・都市ガス・蒸気・熱水・水、食品・飲料及びたばこ原料、無形資産は含まない。

「『政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知』について(2)」に続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談 Q & A

■ 『政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知』について（2）

Q: 中国政府調達における国産製品に関する最新の基準・政策について、教えてください。

<政策法規><政府調達><国産製品基準><中国内生産><価格審査優遇>

A: 中国政府調達制度のさらなる充実を図るため、2025年9月30日に国务院弁公庁は『[政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知](#)』（通称『通知』）を発出し、中国政府調達における国産製品の基準と支援策を明確にしました。本通知は2026年1月1日から施行されています。

「『政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施に関する通知』について（1）」から続く

2. 『通知』が定める政府調達における国産製品基準・適用範囲・優遇支援政策及び実行要請

(3) 本国製品に対する優遇支援政策

『通知』は、政府調達活動において国産製品に対して20%の価格控除による評価優遇を与える支援政策を定めています。ただし、当該支援政策は最終的な落札・成約価格を変更するものではなく、政府調達契約は落札・成約サプライヤーの提示価格に基づいて締結されます。

3. 国産製品に対する支援政策

政府調達活動において国産製品と非本国製品が競合する場合、法に基づき国産製品に価格評価優遇を与え、国産製品の提示価格に対して20%の価格控除を行い、控除後の価格で評価を行う。

調達プロジェクト又は調達パッケージに複数の製品が含まれる場合、サプライヤーが当該調達項目又は調達パッケージに提供する国産製品基準を満たす製品のコストの合計が、当該サプライヤーが提供するすべての製品のコスト合計の80%以上に達するとき、法に基づき当該サプライヤーが提供するすべての製品に価格評価優遇、すなわち当該サプライヤーが提示するすべての製品の総提示価格から20%の価格控除を行い、控除後の価格で評価を行う。

(4) 政策執行上の要求

2026年1月1日からの円滑な施行に向け、『通知』本文及び全ての附属書には具体的な政策執行上の要求が明確にされています。例えば、附属書1の『中国内で生産された部品コスト算定基本規則』及び供給者が信義則に基づき当該製品について作成する証明書様式として附属書2『国産製品基準適合に関する声明書』（右図）があります。要求に適合した『声明書』又は関連証明書類を提出した製品は国産製品とみなされ、調達者・調達代理機関は、サプライヤーに対してそれ以上の証明資料を求めることができません。

附件2

关于符合本国产品标准的声明函

本公司（单位）郑重声明，根据《国务院办公厅关于在政府采购中实施本国产品标准及相关政策的通知》（国办发〔2025〕34号）的规定，本公司（单位）提供的以下产品属于本国产品。具体情况如下：

1. 《产品名称1》¹，生产厂为《厂名》²，厂址为《生产厂址》³。《产品名称1》⁴的中国境内生产的组件成本占比≥《规定比例》⁵。《产品名称1》⁶的《关键组件》⁷在中国境内生产。《产品名称1》⁸的《关键工序》⁹在中国境内完成。

2. 《产品名称2》¹，生产厂为《厂名》²，厂址为《生产厂址》³。《产品名称2》⁴的中国境内生产的组件成本占比≥《规定比例》⁵。《产品名称2》⁶的《关键组件》⁷在中国境内生产。《产品名称2》⁸的《关键工序》⁹在中国境内完成。

.....

本公司（单位）对上述声明内容的真实性负责。如有虚假，愿承担相应法律责任。

公司（单位）名称（盖章）：
日期： 年 月 日

『本国製品基準適合に関する声明書』様式

華鐘コンサルタントグループ会員専用

また、製品が落札された場合、調達者・調達代理機関は、落札・成約結果と同時に、当該サプライヤーが提出した『声明書』又は関連証明書類を公告しなければなりません。

『通知』は特に「各種経営主体への平等な取扱い」を求めており、国有企業・民営企業・外資企業等すべての経営主体が本国製品に対する政府調達支援政策を平等に享受することができることを明確にしました。調達者・調達代理機関は、政府調達情報の発信、サプライヤー資格条件の設定・資格審査、評価基準等において、あらゆる経営主体に対して平等に対応しなければなりません。『通知』は、各地区・各部門は政府調達活動においてブランドを指定したり、ブランドの登録地・所有者を制限したりしてはならず、所有制形態・組織形態・持株構造・投資家の国籍その他不合理な条件によってサプライヤーに差別的・不均衡な取扱いを行ってはならないことを明確にしています。

(5) 争議処理の原則

『通知』は、組立型と原材料直接加工製造型の2つのケースにおいて、製品又は部品が中国内で生産されたか否かに争議が生じた場合の処理原則及び提出が必要な証明資料を明確に定めました。

1. 組立型の製品又は部品について、関連サプライヤー及び製造業者は、製品又は部品の購買契約書、入荷記録、製造・加工・組立記録並びにその他の証明資料を提出しなければならない。上記の証明資料が当該製品又は部品が中国内で生産されたことを立証する場合、関連製品又は部品は中国内で生産されたものとみなす。
2. 原材料から直接製造・加工されて形成される製品又は部品（例：鋼材、セラミック製品、ガラス等）について、関連サプライヤー及び製造業者は、製品又は部品の包装上に法に基づき表示する製造工場の所在地等の情報を提出しなければならない。製造工場の所在地が中華人民共和国関税域内にある場合、関連製品又は部品は中国内で生産されたものとみなす。

3. 本国製品基準体系の完備

『通知』の発表後、財政部責任者が記者会見で述べたところによると、中国の産業分野は多岐にわたり、各種製品について中国内における部品生産コストの占める割合を定めることは技術的に複雑で専門性が高く、一定の期間が必要であることから、政府調達において本国製品基準及び関連政策を実施するにあたっては、分類別に施策を講じ、着実に推進していくこととしています。

また、『通知』施行の日から5年以内に、財政部は工業情報化部等の部門と共同で、製品ごとに中国内で生産される部品コストの占める割合並びに特定製品の重要部品及び重要工程に関する関連要件を確定し、異なる業界の発展状況に応じて3～5年の移行期間を設けることで、政府調達における本国製品基準体系及び動的調整メカニズムを段階的に構築・整備していきます。製品ごとの中国内部品生産コスト割合要件、特定製品の重要部品及び重要工程に関する要件が施行される前は、中国内での生産要件を満たす製品であれば、政府調達活動において本国製品とみなされます。

今後、主管部門も、各業界の特性に基づき、製品ごとに中国内部品生産コスト割合要件や特定製品の重要部品及び重要工程に関する関連要件を制定します。こうした過程で、主管部門は国内外企業及び業界団体の意見を十分に聴取し、各方面が標準制定に十分に参加し意見を表明できるようにすることで、基準が実態に即したものとなり、産業の長期的かつ健全な発展を促進することを確実にします。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■『国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発展の支援に関する通知』について（1）

Q: 国家外貨管理局による外貿安定発展支援に係る一括利便化施策について、教えてください。

＜法令政策＞＜外貨資金決済＞＜ネットィング決済業務＞＜多国籍企業資金集中収支＞＜対外関係従業員報酬の外貨使用＞＜サービス貿易立替業務＞

A: 2025 年 10 月 29 日、越境貿易収支の利便化を一層促進するため、国家外貨管理局は『[国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発展の支援に関する通知](#)』（匯発〔2025〕47 号、以下『通知』という）を發布し、發布の日から施行されました。従来の『国家外貨管理局による貿易新業態発展支援に関する通知』（匯発〔2020〕11 号）は同時に廃止されました。

1. 『通知』の主な内容

1) 利便化政策の最適化・範囲拡大の推進

- 越境貿易の高水準開放試験措置の最適化・範囲拡大を推進し、既存の試験地域（上海市、江蘇省、広東省、北京市、浙江省、海南省）の基礎の上に、さらに実需があり、経営主体のコンプライアンス状況が良好で、国家の戦略発展方向に合致するより多くの地域が対象に含められます。
- 試験企業の経常項目下資金のネットィング決済（金融用語で、取引当事者が発生した複数の双方向資金収支を相殺し、最終的な差額のみを資金振替する決済方式を特指する）業務の種類を拡大し、資金決済費用の低減を図る。具体的には、越境貿易高水準開放試験地域の優良企業が同一の海外取引相手と経常項目外貨業務を行う際、試験地域の条件を満たす慎重コンプライアンス銀行は、リスクが管理可能な状況下で、優良企業に対し以下の状況のネットィング決済を取り扱うことができます。（以下の表は『通知』より抜粋しており、太字下線は重点内容です。）

- | |
|--|
| <p>(一) <u>国内外関連企業間の一般貿易収支のネットィング決済</u></p> <p>(二) <u>貨物代金と貨物貿易輸送関連費用、倉庫保管料、修繕費、損害賠償等の経常項目下費用の収支ネットィング決済</u></p> <p>(三) <u>売上代金と関連販売レポート間の収支ネットィング決済</u></p> <p>(四) <u>運賃、保険料、通関費、迅速処理費用、期限超過費用等の輸送関連費用間の収支ネットィング決済</u></p> <p>(五) 外貨管理局が規定するその他の状況</p> |
|--|

- 優良多国籍企業の経常項目資金集中収支およびネットィング決済手続きを一層簡素化し、銀行が業務原則に基づき経常項目外貨業務を円滑に取り扱うことを支援し、外貨利便化政策の統合効果をより一層発揮させます。留意すべき点として、『通知』は、多国籍企業が経常項目ネットィング決済を行う際、原則として毎自然月 1 回以上のネットィング決済を行うことを定めています。

- 銀行が優良企業から提供された報酬資料に基づき、企業が認定した対外関係従業員に対し審査免除金額を査定することを支援し、対外関係従業員個人は査定金額範囲内で銀行において人民元の外貨転と外貨

華鐘コンサルタントグループ会員専用

支払いまたは外貨受取りと人民元転を行うことができ、書類の提出を免除され、企業の対外関係従業員に利便性を提供します。

2) 貿易新業態等のイノベーション業務の健全な発展の支援

慎重コンプライアンス銀行を支援し、誠実でコンプライアンス経営状況が良好な越境電子商取引プラットフォームおよび対外貿易総合サービス企業、および当該越境電子商取引プラットフォーム（外貿総合サービス企業）がサービス提供し且つその推薦を受けた誠実な顧客を、貿易利便化政策または高水準開放試験措置に組み入れます。

対外貿易総合サービス企業の外貨資金決済を最適化します。つまり、銀行は外貿総合サービス企業が送信する取引電子情報に基づき、当該企業およびその委託顧客に対し越境電子商取引の外貨受取りと人民元転、および貨物輸出に伴い海外で発生した倉庫保管、物流、税関等の関連費用の対外支払いを取り扱うことができます。また、上記関連費用と輸出貨物代金を相殺決算する等もできます。

3) サービス貿易企業の資金使用効率の向上

銀行が業務の真正性および合理性を審査した後、国内機関に対し以下の貿易関連サービス費用の立替業務を取り扱うことができます。

- 1) 貿易取引関係のある国内外機関間における貨物輸送、倉庫保管、修繕、通関、検査、税関、保険等の費用の立替
 - 2) 国内国際郵便配送企業、物流企業、越境電子商取引プラットフォーム企業が顧客のために立替える越境電子商取引関連の海外倉庫保管、物流、税関等の費用
- ※ 上記立替費用は原則として12ヶ月を超えてはならない。

請負工事企業の海外資金集中管理の利便化、すなわち複数の国（または地域）で請負工事プロジェクトを展開する国内企業に対し、所在地の外貨管理局においてサービス貿易外貨海外預置登録を行った後、海外に資金集中管理口座を開設し、国や地域を跨ぐ海外請負工事資金を集中管理・配分することを可能とします。

2. 『通知』に関する政策 Q&A

『通知』の一部具体的な運用に関する疑問に対し、2025年12月23日、国家外貨管理局は『通知』の基礎の上に『[国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発展の支援に関する通知](#)』政策Q&Aを発表し、企業から一般的に集中して寄せられた9項目の質問に対し統一的に回答しました。以下に9項目の質問をすべて列挙し、一部の回答を引用します。詳細な回答内容は、上記リンク先をご参照ください。

「『国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発展の支援に関する通知』について（2）」へ続く
（作成：公関部 俞穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■『国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発展の支援に関する通知』について（2）

Q: 国家外貨管理局による外貿安定発展支援に係る一括利便化施策について、教えてください。

＜法令政策＞＜外貨資金決済＞＜ネットィング決済業務＞＜多国籍企業資金集中収支＞＜対外関係従業員報酬の外貨使用＞＜サービス貿易立替業務＞

A: 2025 年 10 月 29 日、越境貿易収支の利便化を一層促進するため、国家外貨管理局は『[国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発展の支援に関する通知](#)』（匯発〔2025〕47 号、以下『通知』という）を發布し、發布の日から施行されました。従来の『国家外貨管理局による貿易新業態発展支援に関する通知』（匯発〔2020〕11 号）は同時に廃止されました。

『国家外貨管理局による外貨資金決済のさらなる利便化および外貿安定発展の支援に関する通知』について（1）」より続く

2. 『通知』に関する政策 Q&A

No.	問 題	解 答
1	『通知』第二条（一）における「国内外関連企業間の一般貿易収支ネットィング決済」には、貨物貿易の返金業務を含むか？	『通知』第二条において、優良企業が取り扱える国内外関連企業間の一般貿易収支ネットィング決済には、 <u>一般貿易項目下の返金業務を含むが、その他の貨物貿易項目下の返金業務は含まない。</u>
2	『通知』第二条（三）における「売上代金と関連販売奨励金間の収支ネットィング決済」では、基礎取引の対象が同一の貨物であることを要求するか？同一の海外取引相手方であることのみを要求するか？	一般的に、販売奨励金は前期の販売貨物状況に基づいて確定されることが多い。市場経営主体の資金決済を利便化するため、 <u>同一の海外取引相手方との間で行われる売上代金と販売奨励金であれば、いずれも本項に基づき売上代金と関連販売奨励金間の収支ネットィング決済を行うことができ、同一の貨物であることを限定する必要はない。</u>
3	『通知』第二条（四）における「輸送関連費用間の収支ネットィング決済」には、企業と取引相手の間で立替えた輸送関連費用を含むか？	<u>貿易輸送過程で発生した真正かつ合理的な輸送サービス関連費用であれば、いずれも「輸送関連費用」に該当すると認められ、輸送費用の立替えまたは返済を含む。</u>
4	『通知』第三条（二）における「多国籍企業資金プールの主催企業およびメンバー企業は原則として貿易利便化政策または高水準開放試験措置の優良企業である」という参入基準をどのように理解すべきか？	<u>多国籍企業資金プールの主催企業およびメンバー企業は、原則として優良企業貿易外貨収支利便化政策または越境貿易高水準開放パイロットの優良企業であり、主催企業・メンバー企業は主催企業の協力銀行が確定した優良企業でなければならない。</u> また、越境貿易高水準開放試験措置実施細則の関連要求に基づき、財務集中管理を実施するグループ型企業が優良企業として申請する場合、現地に登録したメンバー企業 1 社が主催企業として慎重コンプライアンス銀行に統一的に申請し、グループ内のその他のメンバー企業（異地のメンバー企業を含む）はグループ内部の財務集中管理に組み入れられ、かつ慎重コンプライアンス銀行で経常項目外貨収支業務を 2 年以上継続して取り扱う必要はない。
5	『通知』第三条において、優良多国	多国籍企業越境資金集中運営管理の関連規定に基づき、多国籍企業

華鐘コンサルタントグループ会員専用		
	籍企業の主催企業およびメンバー企業の特種返金業務は、集中収支およびネットティング決済に参加することができるか？	が主催企業を通じて経常項目資金集中収支またはネットティング決済を行う場合、『貨物貿易外貨業務登記表』に基づいて取り扱う必要がある業務は参加できない。しかし、現行の優良企業貿易外貨収支利便化政策および越境貿易高水準開放パイロット政策に基づき、優良企業が貨物貿易特種返金業務を行う場合、『貨物貿易外貨業務登記表』の作成を免除される。したがって、 <u>『通知』第三条の規定条件に適合する前提で、優良多国籍企業の主催企業およびメンバー企業の特種返金業務は集中収支およびネットティング決済に参加することができる。</u>
6	『通知』第四条の優良企業対外関係従業員報酬外貨使用の利便化は、どのような考慮に基づくものか？銀行が業務を取り扱う際に審査すべき資料は何か？	……本利便化政策は、銀行が優良企業の信用増強作用を発揮させ、優良企業の対外関係従業員報酬外貨使用を利便化することを支援するものであり、 <u>適用対象は優良企業の外籍従業員のみならず、海外勤務の中国籍従業員も含まれる……。</u> 『通知』は、慎重コンプライアンス銀行と誠実で規範的な優良企業の協働を支援し、 <u>優良企業が提供する報酬関連資料を自主審査し、例えば企業が提供する従業員雇用契約、収入明細、税務証憑（紙媒体および電子媒体を含む）または税務代行徴収記録等の資料をもとに、対外関係従業員に「審査免除金額」を査定することを支援する。銀行は優良企業の実際の報酬支給手配に結びつき、人民元の外貨転と外貨支払いまたは外貨の受取りと人民元転金額の動的管理を実施するとともに、関連する事中事後管理メカニズムを構築しなければならない。</u>
7	銀行はいかにして外貿総合サービス企業等の貿易新業態主体の資金決済をよりよくサービスすべきか？	銀行が貿易新業態主体の貿易外貨資金決済を取り扱う際、従来方式に従い紙媒体資料（契約書、請求書、税関申告書、輸送書類等）を逐次審査することもでき、 <u>また上記資料に相当する電子書類（システムで自動生成される電子書類、紙媒体書類の電子スキャンデータ等を含む）を逐次審査することもできる。さらに、条件を満たす銀行は、真正性・追跡監査可能性・改ざん不可能性の原則に基づき、オンラインで生成された注文・物流等の取引電子情報を自動収集・一括審査し、貿易新業態主体の資金収支を利便化して取り扱うことができる……。</u>
8	銀行が取引電子情報に基づいて貿易新業態主体の外貨資金決済を取り扱う申請を行う際、どのような条件を満たす必要があるか？	銀行は『国家外貨管理局による「支払機関外貨業務管理弁法」の公布に関する通知』（匯発〔2019〕13号）、『国家外貨管理局による「経常項目外貨業務指針（2020年版）」の公布に関する通知』（匯発〔2020〕14号）等の関連規定に基づき、取引電子情報に基づいて越境EC、外貿総合サービス企業等の貿易新業態主体に対し為替売買および関連資金収支サービスを提供する申請を行うことができる。 <u>銀行が本業務の展開を申請する際、顧客身分識別、取引電子情報収集、真正性審査等の条件を満たす必要がある……。</u>
9	『通知』第七条のサービス貿易立替業務管理緩和支援において、「貿易取引関係のある国内外機関」とはどのように把握すべきか？	<u>国内外機関間の貨物輸出入およびこれに派生する関連サービス貿易、および輸送・倉庫保管企業等のサービスプロバイダ間で発生するサービス貿易は、いずれも「貿易取引関係がある」範疇に属する。貨物貿易過程で発生する輸送、倉庫保管、修繕、通関、検査、保険、滞船費、速遣費等の費用、および国内外輸送企業間で発生する通関費等の費用は、いずれも本規定を適用する。</u>

(完)

(作成：公関部 俞穎春)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 2026 年度第 1 四半期における中国各地の最低賃金基準について

Q：中国各地の最新の最低賃金基準を教えてください。

<賃金><最低賃金基準>

A：中国で 2026 年 3 月 31 日までに発表された、最新の省・直轄市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

中国で 2026 年 1 月末までに発表された、最新の省・直轄市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです（着色部分が 2026 年第 1 四半期の新規公布）。

中国各省・直轄市・自治区の月額最低賃金基準

（単位：人民元）

No.	地域	実施日	最低月給額（一地域内で異なる基準のある場合は複数表示）			
1	上 海	2025. 07. 01	2, 740			
2	天 津	2025. 09. 01	2, 510			
3	広東(深圳除く)	2025. 03. 01	2, 500	2, 080	1, 850	1, 750
	広東深圳	2025. 03. 01	2, 520			
4	北 京	2025. 09. 01	2, 540			
5	浙 江	2026. 01. 01	2, 660	2, 430	2, 180	
6	江 蘇	2026. 01. 01	2, 660	2, 430	2, 180	
7	山 東	2025. 10. 01	2, 400	2, 210	2, 020	
8	陝 西	2026. 01. 01	2, 160→2, 376	2, 050→2, 250	1, 950→2, 140	
9	新 疆	2025. 01. 01	2, 070	1, 890	1, 750	
10	河 北	2025. 12. 01	2, 380	2, 230	2, 080	
11	内 蒙 古	2025. 12. 01	2, 380	2, 310	2, 250	
12	山 西	2025. 01. 01	2, 150	2, 050	1, 950	
13	河 南	2025. 12. 01	2, 350	2, 150	2, 000	
14	貴 州	2025. 02. 01	2, 130	1, 980	1, 890	
15	雲 南	2025. 10. 01	2, 170	2, 020	1, 870	
16	湖 北	2025. 12. 01	2, 400	2, 130	1, 970	
17	江 西	2025. 12. 01	2, 240	2, 090	1, 950	
18	遼 寧	2025. 12. 01	2, 230	2, 080	1, 930	
19	安 徽	2025. 09. 01	2, 320	2, 170	2, 100	2, 000
20	四 川	2025. 01. 01	2, 330	2, 200		
21	福 建	2025. 04. 01	2, 265	2, 195	2, 045	1, 895
22	重 慶	2025. 01. 01	2, 330	2, 200		
23	黒龍江	2025. 12. 01	2, 270	2, 010	1, 910	
24	吉 林	2025. 12. 01	2, 230	2, 020	1, 870	
25	寧 夏	2025. 10. 01	2, 235	2, 080		
26	甘 肅	2025. 12. 01	2, 200	2, 130	2, 080	
27	海 南	2025. 12. 01	2, 250	2, 070		
28	西 蔵	2025. 11. 01	2, 360			
29	広 西	2025. 07. 01	2, 200	2, 040	1, 870	
30	湖 南	2025. 09. 01	2, 200	2, 000	1, 800	
31	青 海	2025. 05. 01	2, 080			

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

①「最低賃金規定」（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：「[最低工資規定](#)」）

②地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常な労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に拠り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育（出産）休暇、避妊手術休暇等、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に拠り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

①全国共通

a) 時間外労働報酬

b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害等の特殊労働環境、条件により支払う手当

c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇等。主には、以下の項目が含まれます。

・労働者に研修を受けさせる費用

・国家労働安全衛生規定に基づき労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服等）

・労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費等

②地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	・上記①a)～c) ・社会保険料及び住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※）	（※）食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回ることは不可。
北京市	・上記①a)～c) ・社会保険料及び住宅積立金の個人納付部分	
江蘇省	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分	
寧夏回族自治区	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当（※）	（上海市と同じ）
その他省・直轄市・自治区	上記①a)～c)	

以 上

（作成：HR 諮詢部 楊建成）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 『中華人民共和國生態環境法典』について（1）

Q: 最新で採決可決された『中華人民共和國生態環境法典』について、教えてください。

＜政策法規＞＜法典＞＜生態環境＞＜グリーン低炭素＞＜循環経済＞＜汚染防止＞

A: 2026年3月12日、第14期全国人民代表大会第四回会議にて『中華人民共和國生態環境法典』(第七十号主席令、略称『生態環境法典』)が表決により可決されました。同法典は2026年8月15日から正式に施行され、それに伴い『中華人民共和國環境保護法』など10の法律が同時に廃止されます。『生態環境法典』は、中国において『中華人民共和國民法典』に次ぐ二番目の「法典」という名称を持つ法律であり、また中国初の生態環境分野における統一法典です。

1. 『生態環境法典』の発表背景及び意義

現在、中国における生態環境分野に関連する法律は30数件、行政法規は100件余り、地方性法規は1,000件余りに上り、これらは比較的分散しています。関連立法の制定及び施行時期の違いにより、一部の立法は改正が適時に行われていないものもあり、その結果、体系性の不足、内容の重複、空白、さらには矛盾する現象が生じており、主管部門や企業は施行や管理の面で多くの問題を抱えていました。しかしながら、今回の全国人民代表大会での可決を経て発表された『生態環境法典』は、これまでの立法間の衝突を解決し、空白を補い、法体系の系統性、全体性、協調性及び即時性を高めることに役立つものです。

法的地位という観点からは、2026年8月15日に正式に施行される『生態環境法典』は、中国初の生態環境分野における統一法典であり、また世界で初めて「生態環境法典」という名称を持つ法律です。この法典により、これまでの中国の生態環境立法における「分散型の取り組み」という枠組みは完全に終止符を打ち、中国の生態文明建設のために法治による強固な基盤が築かれることとなりました。

また、今回の『生態環境法典』は特に「グリーン低炭素発展」を独立した編とした点も特筆すべきで、これも世界初の試みです。独立した編とされた「グリーン低炭素発展」は、末端における汚染対策から社会全体の生産・消費体系にまで対策の視野を広げ、法治という手段を通じて生産・消費のあり方を変革し、根源から生態環境問題を防ぐことをより効果的に目指すものです。

ご注意いただきたい点として、『生態環境法典』が2026年8月15日に施行されるのと同時に、従来の『中華人民共和國環境保護法』など10の法律は廃止されます。詳細については下記の表をご参照ください。(以下は『生態環境法典』からの引用であり、太字・下線は重要箇所を示します。以下同様。)

第1242条 この法律は2026年8月15日から施行する。『中華人民共和國環境保護法』、『中華人民共和國環境影響評価法』、『中華人民共和國海洋環境保護法』、『中華人民共和國大気污染防治法』、『中華人民共和國水污染防治法』、『中華人民共和國土壤污染防治法』、『中華人民共和國固形廃棄物汚染環境防治法』、『中華人民共和國騒音污染防治法』、『中華人民共和國放射性污染防治法』、『中華人民共和國クリーン生産促進法』は、同時に廃止する。

2. 適度な法典化モデルを採用して編纂された『生態環境法典』

『生態環境法典』の編纂過程においては、以下の三つのケースに応じて適度な法典化モデルが採用され、最終的に五編、1,242 条が形成されました。

- (1) 現行の『環境保護法』、『海洋環境保護法』、『大気污染防治法』、『水污染防治法』、『土壤污染防治法』など 10 の法律を編纂・修訂の上、全て『生態環境法典』に組み入れます。『生態環境法典』の編纂・公布後、これらの法律は維持されません。
- (2) 現行の流域、区域、自然資源、生物多様性などの生態要素・生態系に関するもの、及び循環経済、省エネとグリーン低炭素への転換などに関する法律制度・規範のうち、その重要な趣旨・原則を『生態環境法典』に組み入れ、又は反映させます。これらの分野における現行の主要な法律としては、『森林法』、『草原法』、『長江保護法』、『青海チベット高原生態保護法』、『国家公園法』など 20 余りの法律があります。これらの法律は、『生態環境法典』の編纂・公布後も引き続き維持されます。
- (3) 気候変動への対応、カーボンピークアウト・カーボンニュートラル、グリーン低炭素発展などに関する法治の需要を考慮し、『生態環境法典』はいくつかの原則的・先導的な規定を設け、今後の中国における関連法律制度の構築と実践の発展のために原則を定め、基盤を築き、発展の余地を残しています。

3. 『生態環境法典』の主要な構造・内容及びハイライト

(1) 主要な構造・内容

前述の通り、新たに公布された『生態環境法典』は適度な法典化モデルを採用し、これまでの 30 余りの分散した生態環境関連法律や 100 余りの行政法規を統合・最適化することにより、以下のように論理的に統一され、系統的に整った 5 編の構造を形成し、生態環境保護の全分野をカバーしています。

NO.	主 題	主な内容
第一編	総則編 (9 つの章を含む)	綱領的な章であり、立法目的、適用範囲、「保護優先、予防原則」などの中核的原則を明確にし、「三線一単」（生態保護レッドライン、環境品質の下限、資源利用の上限、及び生態環境への立入禁止リストを指す）を中核的制度に組み入れ、各級の政府機関、企業、市民の生態環境保護に関する責任を明確にし、法典全体の基礎を固めます。
第二編	污染防治編 (9 つの分編、合計 36 の章を含む)	『生態環境法典』の中核的な治理章であり、大気、水、土壌、固形廃棄物、騒音、放射性、新たな汚染物質などの全分野をカバーし、污染防治の基準と管理・制御の要求を細分化し、光害や電磁放射などの新たな分野における立法の空白を埋めます。
第三編	生態保護編 (7 つの章を含む)	全域的な保護章であり、森林、草原、湿地、海洋などの様々な生態系に焦点を当て、生物多様性の保護、重要な地理的単位（青海チベット高原など）の保護を強化し、生態修復の体系を完全にします。

『中華人民共和國生態環境法典』について（2）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『中華人民共和国生態環境法典』について（2）

Q: 最新で採決可決された『中華人民共和国生態環境法典』について、教えてください。

＜政策法規＞＜法典＞＜生態環境＞＜グリーン低炭素＞＜循環経済＞＜汚染防止＞

A: 2026年3月12日、第14期全国人民代表大会第四回会議にて『中華人民共和国生態環境法典』（第七十号主席令、略称『生態環境法典』）が表決により可決されました。同法典は2026年8月15日から正式に施行され、それに伴い『中華人民共和国環境保護法』など10の法律が同時に廃止されます。『生態環境法典』は、中国において『中華人民共和国民法典』に次ぐ二番目の「法典」という名称を持つ法律であり、また中国初の生態環境分野における統一法典です。

『中華人民共和国生態環境法典』について（1）」より続く

3. 『生態環境法典』の主要な構造・内容及びハイライト

(1) 主要な構造・内容（続き）

NO.	主 題	主な内容
第四編	グリーン低炭素 発展編 (4つの章を含む)	世界的に初めて独立した編としたもので、カーボンピークアウト・カーボンニュートラル、気候変動への対応を法治の軌道に乗せ、グリーン低炭素への転換、循環経済の発展を規範化し、低炭素発展のための市場化された制度体系を構築します。
第五編	法的責任 及び附則編 (3つの章を含む)	強制的な保障の章であり、処罰の上限を大幅に引き上げ、新たな責任追及条項を多数追加し、違法主体と情節に応じて異なる罰則を設定し、生態環境損害賠償と公益訴訟制度を完備にし、法律による抑止力を強化します。

(2) 『生態環境法典』の5つの画期的なハイライト

これまでの分散した生態環境立法と比較しまして、新たに制定された『生態環境法典』には以下の5つの画期的なハイライトがございます。それぞれの項目は、国家の生態環境ガバナンスに対する決意と進歩を示すものであり、さらに各業界の発展にも密接に関わっています。

NO.	特 徴	主な内容
1	世界初となるグリーン 低炭素発展の独立編纂	カーボンピークアウト・カーボンニュートラルを法治の軌道に乗せ、排出権取引、製品のカーボンフットプリント管理などの中核的制度を明確にし、生態環境ガバナンスを「末端対策」から「発生源予防」へと転換させます。
2	多数の立法空白を補完	光害・電磁放射汚染防止に関する専門条項を新設し、光害（広告ディスプレイ、ライトボックスなど）の法的責任を明確にすることで、市民の身近な生態環境に関する要望に応えます。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

3	罰則の全面的な強化	重大な違法行為に対する罰金の上限を大幅に引き上げ（例：放射性排気・廃液の排出に対する罰金上限を 200 万円に引き上げ）、希釈による有毒有害な産業廃水の排出などの違法行為に対する責任追及条項を新設し、強制的な抑止力を強化します。
4	全域的なシステム保護の強化	青海チベット高原などの重要な地理的単位に対する特別保護条項を新設し、「人と野生動物の衝突」に関する防止策を明確にし、生態修復の原則として「自然回復を主とし、人工修復を従とする」ことを確立します。
5	業界規範の統一	『環境保護法』、『水污染防治法』など 10 の中核的な法律を廃止し、それらの中核的内容を法典に統合することで、「複数の機関による監督、根拠の混乱」という状況を終焉させ、生態環境保護規範の系統化・統一化を実現します。

(3)新たに追加された一部の汚染防止専門条項

前述の通り、新たに公布された『生態環境法典』は多くの立法空白を補完しており、例えば電磁放射汚染、光害防止等に関する専門条項が新たに追加されています。以下に、新たに追加された内容の一部を引用してご参考までに示します。

第 35 章 電磁放射汚染の防止

第 653 条 この法律において電磁放射汚染とは、人の活動に伴って生じる、国家の電磁放射排出基準を超える非電離放射をいう。

第 657 条 国務院標準化主管部門は、国務院の生態環境、工業情報化、交通運輸、鉄道監督管理、民間航空、海事、ラジオテレビ、気象、エネルギー、薬品監督管理等の関連部門と連携し、電磁放射汚染を生じさせるおそれのある産業用機器、無線通信機器、電気通信機器、自動車、鉄道車両、都市軌道交通車両、ナビゲーション機器、船舶、気象機器、電気電子機器、医療機器等の製品について、電磁放射汚染の防止に関する要求及び国家の経済的・技術的条件に基づき、その技術規範又は製品品質基準の中で電磁放射の限界値を定める。

前項に規定する製品の使用時に生じる電磁放射の限界値は、関連する技術文書中に記載しなければならない。電磁放射の限界値に適合しない製品の生産、輸入又は販売を禁止する。

第 658 条 国は電磁放射施設について分類管理を行い、電磁放射の排出レベル及び周辺環境への影響に基づき、電磁放射施設を第一種電磁放射施設、第二種電磁放射施設、第三種電磁放射施設に区分する。……

『中華人民共和国生態環境法典』について（3）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『中華人民共和國生態環境法典』について（3）

Q: 最新で採決可決された『中華人民共和國生態環境法典』について、教えてください。

＜政策法規＞＜法典＞＜生態環境＞＜グリーン低炭素＞＜循環経済＞＜汚染防止＞

A: 2026年3月12日、第14期全国人民代表大会第四回会議にて『[中華人民共和國生態環境法典](#)』（第七十号主席令、略称『生態環境法典』）が表決により可決されました。同法典は2026年8月15日から正式に施行され、それに伴い『中華人民共和國環境保護法』など10の法律が同時に廃止されます。『生態環境法典』は、中国において『中華人民共和國民法典』に次ぐ二番目の「法典」という名称を持つ法律であり、また中国初の生態環境分野における統一法典です。

『中華人民共和國生態環境法典』について（2）」より続く

3. 『生態環境法典』の主要な構造・内容及びハイライト

(3) 新たに追加された一部の汚染防止専門条項（続き）

第36章 光害の防止

第667条 この法律において光害とは、人工照明の過度又は不適切な使用、若しくは日光の照射条件の不適切な変更により、周囲の生活環境において人の視覚に支障が生じる現象をいう。

第670条 国務院標準化主管部門は、国務院の住房都市建設、生態環境、交通運輸等の関連部門と連携し、光害の防止に関する要求及び国家の経済的・技術的条件に基づき、照明製品、屋外表示製品、交通補助照明、建築用ガラス及び材料等について、その技術規範又は製品品質基準の中で合理的な光の限界値を定める。

第671条 広告ディスプレイ、広告看板、ライトボックス、メディアファサード、道路、競技場、建設工事現場等は、国家の規定に従い、照明設備を合理的に設計、設置、使用し、定期的に保守・点検を行い、有効な措置を講じて、光害を防止・軽減しなければならない。

(4) その他

『生態環境法典』は、責任追究の徹底と監督強化の面でも具体的な措置を規定しています。具体的には、県級の生態環境分局に独立した執行権を明確に付与することで、これまでの末端レベルでの執行における課題を解決しています。また、新たな類型の違反行為に対する処罰条項も追加しており、例えば生態環境への立入禁止リストに従わない開発、外来種の無許可導入、旧式で有害な解体技術の違法使用などの行為に対しても法的責任を規定するとともに、環境を著しく汚染する行為に対しては処罰を強化しています。

4. 結び

新たに制定された『生態環境法典』は、生産・流通・消費の全過程をカバーするグリーンガバナンスの

華鐘コンサルタントグループ会員専用

体系を構築しています。

具体的には以下の通りです。

- ✚ **生産段階**において、『生態環境法典』は企業を「汚染排出者」から「グリーントランスフォーメーションのリーダー」へと変貌させることを促しています。企業に対し、グリーン技術や製品の革新・研究開発及び普及応用を拡大し、生産経営活動のグリーン化を推進し、資源利用効率を高め、汚染物質及び温室効果ガスの発生・排出を削減し、自覚的にグリーン低炭素発展に関する社会責任を履行することを奨励しています。
- ✚ **流通段階**において、『生態環境法典』は電子商取引、宅配便、出前などの新たなビジネス形態に対し、明確なグリーン要求を提示しています。すなわち、包装材の使用を削減し、再利用可能でリサイクルしやすい包装材を優先的に採用し、積極的に回収・再利用を行わなければなりません。特筆すべきは、『生態環境法典』が「重点種類製品への再生材料の強制使用制度」を初歩的に確立し、資源の循環利用を理念から現実のものへと押し進めている点です。
- ✚ **消費段階**において、『生態環境法典』はグリーン消費の促進メカニズムを確立しています。国は措置を講じてグリーン消費を促進し、グリーン消費に関する啓発・教育を強化し、グリーン低炭素製品の供給を拡大し、グリーンな生活様式を推進し、消費モデルのグリーントランスフォーメーションを後押しします。これは、省エネ家電、新エネルギー自動車、グリーン建材などの低炭素製品を購入することが、単なる環境に配慮した選択肢であるだけでなく、財政・税制・価格などの面での政策的支援を得られる可能性があることを意味しています。

『生態環境法典』の制定は、中国の国内における生態文明建設の経験を総括するだけでなく、地球規模の環境ガバナンス体系への貢献でもあります。気候変動への対応、生物多様性の保護、環境汚染の防止といった地球規模の課題に直面して、中国は法典化という形で大国としての責任と役割を果たしています。同時に、『生態環境法典』において確立された炭素排出権取引市場、生態価値実現メカニズム、生態保護補償制度などは、いずれも中国の特色ある制度改革であり、地球環境ガバナンスに対して中国の解決策を提供するものです。

以上

（作成：公関部 愈穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『中華人民共和国危険化学品安全法』について（1）

Q: 2026年5月1日から施行される『中華人民共和国危険化学品安全法』について、関連する状況を教えて下さい。

＜法律法規＞＜危険化学品＞＜安全生産＞

A: 2002年1月9日、中国国務院常務會議は『[危険化学品安全管理条例](#)』を可決し、2003年3月15日から施行されました。その後、2011年と2013年にそれぞれ改正が行われました。この条例は、中国政府が危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品による事故を予防・減少させ、環境を保護するために制定した行政法規であり、現行の危険化学品管理に関する行政法規の中で最も高い効力を有するものです。

2025年12月27日、中国全国人民代表大会常務委員會は『[中華人民共和国危険化学品安全法](#)』（略称『危険化学品安全法』）を可決し、2026年5月1日から施行されます。この『危険化学品安全法』は、中国の危険化学品安全管理分野において最も位階の高い法律であり、『危険化学品安全管理条例』とあいまって、危険化学品安全管理に関する「法律＋条例」の並行体制を形成しています。

1. 『危険化学品安全法』の制定背景と必要性

中国国務院は2002年に現行の『危険化学品安全管理条例』を制定し、2011年と2013年の2回にわたって改正を行いました。現行の本条例が施行されて以来、危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品による事故を予防・減少させる上で、重要な役割を果たしてきました。

しかし、中国経済の急速な発展に伴い、危険化学品の安全生産をめぐる情勢は厳しさを増しています。安全責任の履行不徹底、危険箇所の点検・改善の不徹底、部門間の連携不足、情報化による監視手段の立ち遅れ、化学工業団地の計画不十分、応急救援能力の不足といった問題がいまだに顕著であり、これまでも多数の重大・特別重大な危険化学品事故が発生しています。これらの喫緊の課題を解決するためには、前述の『管理条例』だけでは十分な効果をあげることができません。したがって、現行の条例を基礎としつつ、危険化学品に関する専門の安全法律を制定し、危険化学品の全チェーン・各段階における安全管理を強化することが極めて必要とされています。

(1) 『危険化学品安全法』の制定は、国家の安全生産に関する指示を貫徹・実行するための重要な措置

『危険化学品安全法』を制定することにより、国家の安全生産に関する決定・施策を法律の規定に盛り込み、人民至上・生命至上・安全第一の考え方を実践し、法による治理を強化し、法治の考え方と法治の手段をよりよく活用することができます。

(2) 『危険化学品安全法』の制定は、中国の危険化学品安全生産における厳しい情勢に効果的に対応するための緊急の必要性がある

中国は2010年以来、世界第一位の化学品生産大国となっており、化学工業生産能力は世界全体の約40%を占めています。全国には危険化学品の生産・経営事業者が20万社以上、化学工業生産企業が9万6,000社、省級以上の化学工業団地が300余り存在しています。中国の危険化学品業界は、産業規模が大きく、関わる業界・分野が多く、分布地域が広範囲にわたり、安全管理のチェーンが長く、関与する監督管理部

華鐘コンサルタントグループ会員専用

門も多いことに加え、事故の発生が早く、被害が大きく、影響範囲が広いといった特徴を有しています。安全生産をめぐる情勢は厳しく、これに対処するための法整備が緊急に求められています。

(3)『危険化学品安全法』の制定は、中国の危険化学品安全生産の業務を統一・規範化し、危険化学品の安全法治体系を整備し、法治によって国家安全保障と社会の安定を守るための緊急の必要性がある

危険化学品の安全には関与する部門や法規が多く、さらに監督管理の重複と監督管理の盲点が同時に存在するという問題があります。現行の法律や行政法規は、異なる角度、異なる段階、異なる業界・分野から、それぞれ異なる要件を危険化学品の安全に対して課しているため、関連する業界・分野における危険化学品の安全管理の要件や基準が十分に調和・統一されておらず、関係部門間の調整不足や連携が不十分といった問題が生じています。このため、統一的な法整備と統一的な管理体制が緊急に求められています。

『危険化学品安全管理条例』が施行されてから20年以上が経過し、その間に多くの成熟した経験と効果的な実践手法が蓄積されました。これらは、危険化学品に関する専門的な安全法律を制定するための理論的基盤と実践的経験を提供するものです。この条例を基礎として、『危険化学品安全法』は、成熟した効果的な実践手法を法律の形で確立するとともに、経済社会の発展に伴って生じた新たな課題についても規範を示し、危険化学品の安全管理に対して強力な法治的な支えと保障を提供します。

2.『危険化学品安全法』の主要内容

『危険化学品安全法』は、総則、計画・配置、生産・保管の安全、使用の安全、経営の安全、輸送の安全、危険化学品の登記、事故の応急救援、法的責任、附則の全10章から構成されており、主に以下の内容を規定しています。

(1)危険化学品の安全管理に関する全般的な要求の明確化

危険化学品の安全管理業務は、生命至上・安全第一・予防主導・総合対策の方針を堅持します。業界や生産・経営に対する監督管理と同時に、安全に対する監督管理も行わなければなりません。

(2)各主体の責任の強化と徹底

- ① 事業者の主体責任の強化と徹底：危険化学品事業者は、全員参加の安全生産責任制度を実施し、安全リスクの段階別管理と危険箇所の点検・改善という二重予防メカニズムを構築し、安全管理に関する規則制度及びポスト別安全責任制度を確立・整備しなければなりません。
- ② 政府の監督責任の強化と徹底：危険化学品の安全監督管理の責務を有する部門の役割分担を明確にし、監督管理における協力及び合同検査を強化します。
- ③ 新興の業種・分野において安全監督管理の責務が明確でない場合には、県級以上の人民政府が業務の近接性の原則に基づいて監督管理部門を決定します。危険化学品の安全監督管理業務に関する調整メカニズムを確立し、監督管理業務における重大な問題を調整・解決し、政府部門の監督・検査措置について具体的な規定を定めます。

(3)計画・配置の統括と化学工業団地の安全管理の強化

- ① 地方政府は実際の状況に応じて、安全を確保する原則に従い、化学工業団地などの適切な区域を危険化学品の生産・保管のために専用に確保するよう計画しなければなりません。新規建設・増設される危険化学品の生産建設プロジェクトは、化学工業団地内に設置しなければなりません。
- ② 化学工業団地は、省級政府又はその授權を受けた機関が認定・公表し、定期的に再評価を行います。新たに建設される化学工業団地については、省級政府が安全リスク評価・検証を組織し実施します。
- ③ 化学工業団地の安全管理を強化し、化学工業団地や危険化学品の生産設備などは、周辺の場所・施設・区域との間に安全距離を保たなければならないことを明確にします。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について(2)」へ続く

(作成：会員部 許歆鐺)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『中華人民共和国危険化学品安全法』について（2）

Q: 2026年5月1日から施行される『中華人民共和国危険化学品安全法』について、関連する状況を教えて下さい。

＜法律法規＞＜危険化学品＞＜安全生産＞

A: 2002年1月9日、中国国务院常务会议は『[危険化学品安全管理条例](#)』を可決し、2003年3月15日から施行されました。その後、2011年と2013年にそれぞれ改正が行われました。この条例は、中国政府が危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品による事故を予防・減少させ、環境を保護するために制定した行政法規であり、現行の危険化学品管理に関する行政法規の中で最も高い効力を有するものです。

2025年12月27日、中国全国人民代表大会常務委員会は『[中華人民共和国危険化学品安全法](#)』（略称『危険化学品安全法』）を可決し、2026年5月1日から施行されます。この『危険化学品安全法』は、中国の危険化学品安全管理分野において最も位階の高い法律であり、『危険化学品安全管理条例』とあいまって、危険化学品安全管理に関する「法律＋条例」の並行体制を形成しています。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について（1）」から続く

2. 『危険化学品安全法』の主要内容（続き）

(4) 危険化学品の生産及び保管の安全管理の強化

- ① 危険化学品の建設プロジェクトは、安全条件の審査及び安全施設設計の審査を受けなければならない。危険化学品の生産企業は安全生産許可証を取得しなければなりません。
- ② 危険化学品の生産・保管企業は、安全リスクの段階別管理制度を確立し、プロセス安全管理を強化し、作業場所に相応の安全施設・設備を設置し、定期的に安全評価を実施し、要求に従って危険化学品を包装し、生産転換・生産停止・事業廃止・解散の際には、関連する装置・施設及び危険化学品を適時かつ適切に処分しなければなりません。
- ③ 危険化学品の生産企業の主要責任者、安全生産管理担当者、従業員の任用資格は相応の要求を満たさなければならない。定期的に研修を実施します。
- ④ 危険化学品は専用の保管場所に保管し、規定に従って管理しなければなりません。劇物の保管状況は関連部門に報告し、届け出なければなりません。
- ⑤ 危険化学品の研究開発機関における開発プロセスの安全管理を明確にします。小試験、中試験、工業化試験を経ていない新工法・新技術については、直接工業化生産に使用してはなりません。

(5) 危険化学品の使用の安全管理の強化

- ① 企業、学校、研究機関、医療機関、検査機関、検閲機関などにおける危険化学品の使用に対する監督管理を強化します。
- ② 国家が定める種類の危険化学品を生産に使用し、かつその使用量が規定の数量に達する化学工業企業は、危険化学品安全使用許可証を取得しなければなりません。
- ③ 危険化学品を使用する事業者は、安全管理に関する規則制度及び安全作業手順書を確立・整備し、従業員に対して化学品安全技術説明書及び安全ラベルを提供し、正しい使用方法及び緊急時対策を周知し、

華鐘コンサルタントグループ会員専用

安全な使用を確保しなければなりません。使用する者は、危険化学品の危険特性、正しい使用方法及び防護措置を理解し、違法な使用・保管・処分を行ってはなりません。

(6) 危険化学品の経営の安全管理の強化

- ① 国は危険化学品の経営について許可制度を実施し、危険化学品経営許可の具体的な条件及び要求を規定します。
- ② 危険化学品の生産企業・経営企業は、危険化学品を販売する際に化学品安全技術説明書を提供しなければならず、劇物及び爆発物の製造が容易な危険化学品の販売・購入行為を厳格に規範化し、販売・購入情報は速やかに公安機関に報告し、届け出なければなりません。
- ③ 個人は劇物及び爆発物の製造が容易な危険化学品を購入してはならず、インターネットを通じた劇物及び爆発物の製造が容易な危険化学品の販売・購入を禁止します。

(7) 危険化学品の輸送の安全管理の強化

- ① 道路・水路による危険化学品の輸送に関する資格条件を規定し、従事者は従事資格を取得して安全に作業し、輸送過程において安全防护措置を講じなければならず、危険化学品の託送及び郵送に関する安全管理について具体的な要求を定めます。
- ② 危険化学品の輸送車両が通行制限区域に進入する際には通行許可を取得しなければならないことを明確にし、内陸水路による危険化学品輸送の禁止規定を明確にし、鉄道・航空輸送における危険化学品の安全管理についての連携規定を定めます。

(8) 危険化学品の登記管理の強化

- ① 国は危険化学品の登記制度を実施し、危険化学品の生産企業・輸入企業は危険化学品の登記手続きを行わなければなりません。
- ② 研究開発、試作・試販過程における低量・低放出・低暴露の危険化学品などは、登記を免除します。
- ③ 新化学物質の環境管理登記は、環境保護に関する法律・行政法規・規則の規定に従って実施します。

(9) 応急救援隊及び能力の整備の強化

- ① 危険化学品事業者及び県級以上の地方人民政府は、応急救援力の整備を強化し、応急計画を策定し、応急救援隊を設置し、応急救援訓練を組織し、従業員の応急処置能力を向上させなければなりません。
- ② 化学工業団地における危険化学品専門の応急救援力の整備を強化し、条件を備えた事業者・組織と連携して共同で危険化学品専門の応急救援隊を設置することができ、危険化学品事業者は共同で応急救援隊を設置することができます。
- ③ 危険化学品事故が発生した場合には、直ちに救援及び応急処置措置を組織しなければなりません。作業現場の帯班者、班長、調度担当者は、緊急事態が発生した場合に、生産停止・人員避難の命令を発動する権限を有し、人命の安全を確保するものとします。

(10) 違法行為に対する責任追及の強化

- ① 危険化学品の安全に関する違法行為に対して、罰金、生産・経営停止、許可証の取上げなどの処罰を科します。
- ② 一部の重大な違法行為については、関連事業者の法的責任を追及すると同時に、直接責任のある管理者及びその他の直接責任者に対しても罰金を科します。
- ③ 危険化学品事業者の主要責任者が安全生産管理職責を履行せずに生産安全事故を発生させた場合には、法律に基づき業務従事を制限します。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について(3)」へ続く

(作成：会員部 許歆鍾)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『中華人民共和国危険化学品安全法』について（3）

Q:2026 年 5 月 1 日から施行される『中華人民共和国危険化学品安全法』について、関連する状況を教えて下さい。

＜法律法規＞＜危険化学品＞＜安全生産＞

A:2002 年 1 月 9 日、中国国务院常務會議は『[危険化学品安全管理条例](#)』を可決し、2003 年 3 月 15 日から施行されました。その後、2011 年と 2013 年にそれぞれ改正が行われました。この条例は、中国政府が危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品による事故を予防・減少させ、環境を保護するために制定した行政法規であり、現行の危険化学品管理に関する行政法規の中で最も高い効力を有するものです。

2025 年 12 月 27 日、中国全国人民代表大会常務委員会は『[中華人民共和国危険化学品安全法](#)』（略称『危険化学品安全法』）を可決し、2026 年 5 月 1 日から施行されます。この『危険化学品安全法』は、中国の危険化学品安全管理分野において最も位階の高い法律であり、『危険化学品安全管理条例』とあいまって、危険化学品安全管理に関する「法律＋条例」の並行体制を形成しています。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について(2)」から続く

3. 『危険化学品安全法』と『危険化学品安全管理条例』の比較

(1) 法律条文

以下において、『危険化学品安全法』と『危険化学品安全管理条例』を比較した上で、今回の『危険化学品安全法』において新たに追加または調整された内容の一部を紹介します。なお、追加・調整された内容であっても、他の法律・法規で既に規定されているものについては、すべてを列挙しておりません。

『危険化学品安全法』における追加・調整された主な内容	
第 2 条	・ 廃棄危険化学品の処分は、生態環境保護に関する法律・法規・規則の規定に従って執行することを明確にしました。
第 5 条	・ 危険化学品を生産、保管、使用、輸送する学校、研究機関、医療機関、検査機関、検験機関を危険化学品事業者として管理することを定めました。
第 7 条	・ 「新興の業種・分野に係り、危険化学品の安全監督管理の責務が明確でない場合には、県級以上の人民政府が業務の近接性の原則に基づいて速やかに監督管理部門を決定する」という規定を追加しました。
第 18 条	・ 新規建設・増設される危険化学品の生産建設プロジェクトは、化学工業団地内に設置しなければならないものとし、他の業種の生産装置と併設するプロジェクト及び国家规定に適合するその他のプロジェクトを除くとししました。また、化学工業企業に付帯サービスを提供する企業を除き、非化学工業企業の化学工業団地への立入りを禁止しました。
第 22 条	・ 重大危険源の安全距離に関し、「生態保護レッドライン、自然保護地、永久基本農地、核施設」に関する規定を追加しました。
第 23 条	・ 建設プロジェクトの安全条件審査の期限を 45 日から 20 営業日に変更しました。
第 27 条	・ 施工会社は、承認された安全施設の設計に従って施工しなければならない、安全施設の工事品

華鐘コンサルタントグループ会員専用

	質及び施工安全について責任を負うものとなりました。 • 工程監理を実施する危険化学品建設プロジェクトについては、建設単位は安全施設の施工について一括して監理を委託しなければならないものとなりました。 • 建設単位は安全施設の受け入れ検査を組織しなければならない、検査に合格してはじめて生産・使用を開始できるものとなりました。 • 安全生産監督管理職責を有する部門は、受け入れ検査の活動及びその結果に対する監督・確認を強化しなければならないものとなりました。
第 29 条	• 危険化学品生産企業の主要責任者（法定代表人者、実際支配者、実際責任者を含む）及び安全生産管理担当者は、相応の安全生産知識及び管理能力を備え、応急管理部門の考核に合格しなければならないものとなりました。
第 30 条	• 試生産された危険化学品は、工業製品生産許可証を取得した上で、相応の資格を有する検験機関による検査に合格すれば、販売することができるものとなりました。
第 36 条	• 危険化学品を生産・保管する企業は、自動制御システム及び安全計装システムを装備し、安全リスクモニタリング早期警戒システムを構築し、政府の関連部門と相互接続しなければならないものとなりました。
第 39 条	• 危険化学品を生産・保管する企業は、3 年ごとに安全評価を実施しなければならない、安全評価報告書の内容には、安全生産条件に関して存在する問題を是正するための改善案及び是正完了後の結論的意見を含め、かつ社会に向けて公開しなければならないものとなりました。
第 41 条	• 劇物及び保管数量が重大危険源を構成するその他の危険化学品については、受払記録の保存期間を 3 年以上としなければならないものとなりました。
第 42 条	• 劇物の保管事業者は、劇物の保管数量、保管場所及び管理者の状況を、応急管理部門、港灣行政管理部門、消防救援機構、公安機関に届け出なければならないものとなりました。
第 50 条	• 危険化学品安全使用許可証の審査期限を 45 日から 20 営業日に変更しました。
第 53 条	• 危険化学品経営企業は、許可を受けずに危険化学品の生産・経営活動を行う企業から危険化学品を調達してはならないものとなりました。
第 55 条	• 危険化学品経営許可証の審査期限を 30 日から 20 営業日に変更しました。
第 63 条	• インターネット上での劇物及び爆発物の製造が容易な危険化学品の販売・購入を禁止しました。
第 87 条	• 国は、研究開発、試作・試販過程における低量・低放出・低暴露の危険化学品などについては登記を免除するものとなりました。免除の具体的な方法は、国务院応急管理部門が工業情報化、公安、生態環境、農業農村、衛生健康、税関などの部門と共同で制定するものとなりました。
第 89 条	• 新化学物質の環境管理登記は、生態環境保護に関する法律、行政法規、規則の規定に従って執行するものとなりました。
第 92 条	• 県級以上の地方人民政府は、生産安全事故の応急業務の実際の必要に応じて、化学工業団地における危険化学品専門の応急救援力の整備を強化し、条件を備えた生産経営事業者や社会組織と連携して共同で危険化学品専門の応急救援隊を設置し、必要な応急救援資機材・装備・設備・資材を配備し、定期的に訓練を組織することができるものとなりました。 • 化学工業団地内の危険化学品事業者は、共同で応急救援隊を設置することができるものとなりました。
第 94 条	• 危険化学品事業者において直接的に人身安全を脅かす緊急事態が発生した場合には、安全を確保した上で、作業現場の帯班者、班長、調度担当者は、直ちに生産停止・人員避難の命令を発動し、関連する危険に直面している人員の避難を指揮する権限を有するものとなりました。
第 124 条	• 化学品の危険特性が未確定である場合には、いかなる個人又は事業者も、当該化学品の生産、保管、使用、経営、輸送などの活動を勝手に行ってはならないものとなりました。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について(4)」へ続く

(作成：会員部 許歆鐳)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『中華人民共和国危険化学品安全法』について（4）

Q: 2026年5月1日から施行される『中華人民共和国危険化学品安全法』について、関連する状況を教えて下さい。

<法律法規> <危険化学品> <安全生産>

A: 2002年1月9日、中国国务院常务会议は『[危険化学品安全管理条例](#)』を可決し、2003年3月15日から施行されました。その後、2011年と2013年にそれぞれ改正が行われました。この条例は、中国政府が危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品による事故を予防・減少させ、環境を保護するために制定した行政法規であり、現行の危険化学品管理に関する行政法規の中で最も高い効力を有するものです。

2025年12月27日、中国全国人民代表大会常務委員会は『[中華人民共和国危険化学品安全法](#)』（略称『危険化学品安全法』）を可決し、2026年5月1日から施行されます。この『危険化学品安全法』は、中国の危険化学品安全管理分野において最も位階の高い法律であり、『危険化学品安全管理条例』とあいまって、危険化学品安全管理に関する「法律＋条例」の並行体制を形成しています。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について（3）」から続く

3. 『危険化学品安全法』と『危険化学品安全管理条例』の比較（続き）

(2) 法的責任

『危険化学品安全管理条例』と比較して、新たに公布された『危険化学品安全法』は、法的責任をさらに加重しています。特に、主要責任者及び直接の責任者が負うべき法的責任に関する規定が追加されています。

違法行為	『危険化学品安全法』	『危険化学品安全管理条例』
危険化学品の違法な生産・使用・経営	第98条 (1) 違法活動を停止すること。 (2) 違法所得、道具、設備、原料を没収すること。 (3) 貨物価額が10万元未満の場合、罰金30～50万元を科すこと。 (4) 貨物価額が10万元以上の場合、罰金は貨物価額の5～10倍とすること。	第75条 (1) 違法活動を停止すること。 (2) 違法所得を没収すること。 (3) 罰金20～50万元を科すこと。
危険化学品建設プロジェクトの違法行為	第99条 (1) 建設の停止、生産停止・営業停止による是正、期限付き改善を命じること。 (2) 罰金10～50万元を科すこと。 (3) 責任者及び直接責任者に対して罰金2～5万元を科すこと。 (4) 期限内に改善がない場合、罰金50～100万元を科し、責任者及び直接責任者に対して罰金5～10万元を科すこと。	第76条 (1) 建設を停止し、期限付きで改善を命じること。 (2) 期限内に改善しない場合、罰金50～100万元を科すこと。
危険化学品安全使用	第100条	第77条

華鐘コンサルタントグループ会員専用		
許可証を取得していない場合	(1) 期限付きで改善を命じ、罰金 10～50 万円を科すこと。 (2) 期限内に改善しない場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。	(1) 期限付きで改善を命じ、罰金 10～20 万円を科すこと。 (2) 期限内に改善しない場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。
危険化学品経営許可証を取得していない場合	第 100 条 経営活動を停止させ、違法所得を没収し、罰金 10～50 万円を科すこと。	第 77 条 経営活動を停止させ、違法所得を没収し、罰金 10～20 万円を科すこと。
危険化学品事業者による安全管理上の違法行為（状況に応じて異なる処罰）	第 101 条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金 10 万円以下を科すこと。 (2) 期限内に改善がない場合、罰金 10～20 万円を科し、責任者及び直接責任者に対して罰金 2～5 万円を科すこと。 (3) 情状が重い場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。	第 78 条 (1) 改善を命じ、罰金 5 万円以下を科すこと。 (2) 改善に応じない場合、罰金 5～10 万円を科すこと。 (3) 情状が重い場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。
	第 103 条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金 5～10 万円を科すこと。 (2) 期限内に改善しない場合、許可証の取消し及び営業許可証の変更・取消しに至るまで生産停止・営業停止による是正を命じ、罰金 10～20 万円を科し、責任者及び責任者に対して罰金 2～5 万円を科すこと。	第 80 条 (1) 改善を命じ、罰金 5～10 万円を科すこと。 (2) 改善に応じない場合、許可証の取消し及び営業許可証の変更・取消しに至るまで生産停止・営業停止による是正を命じること。
危険化学品の包装物・容器を製造する企業が不合格品を販売した場合	第 102 条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金 20～50 万円を科し、違法所得を没収すること。 (2) 期限内に改善しない場合、生産停止・営業停止による是正を命じ、責任者及び直接責任者に対して罰金 1～5 万円を科すこと。	第 79 条 (1) 改善を命じ、罰金 10～20 万円を科し、違法所得を没収すること。 (2) 改善に応じない場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。
劇物・爆発物の製造が容易な危険化学品に関する違法行為（状況に応じて異なる処罰）	第 104 条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金 2～10 万円を科すこと。 (2) 期限内に改善しない場合、罰金 10～20 万円を科し、責任者及び責任者に対して罰金 1～5 万円を科すこと。	第 81 条 (1) 改善を命じ、罰金 1 万円以下を科すこと。 (2) 改善に応じない場合、罰金 1～5 万円を科すこと。
	第 107 条 (1) 期限付きで改善を命じ、違法所得を没収し、罰金 20～50 万円を科すこと。期限内に改善しない場合、危険化学品経営許可証の取消し及び営業許可証の変更・取消しに至るまで営業停止による是正を命じ、責任者及び責任者に対して罰金 5～10 万円を科すこと。 (2) 購入した劇物・爆発物の製造が容易な危険化学品を没収し、罰金 2～5 万円を科すこと。 (3) 期限付きで改善を命じ、違法所得を没収し、罰金 10～50 万円を科すこと。期限内に改善しない場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。	第 84 条 (1) 改善を命じ、違法所得を没収し、罰金 10～20 万円を科すこと。改善に応じない場合、危険化学品経営許可証の取消し及び営業許可証の変更・取消しに至るまで営業停止による是正を命じること。 (2) 購入した劇物・爆発物の製造が容易な危険化学品を没収し、罰金 5000 元以下を科すこと。 (3) 改善を命じ、罰金 10～20 万円を科すこと。改善に応じない場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について(5)」へ続く

(作成：会員部 許歆鐺)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 『中華人民共和国危険化学品安全法』について（5）

Q: 2026年5月1日から施行される『中華人民共和国危険化学品安全法』について、関連する状況を教えて下さい。

<法律法規> <危険化学品> <安全生産>

A: 2002年1月9日、中国国务院常务会议は『[危険化学品安全管理条例](#)』を可決し、2003年3月15日から施行されました。その後、2011年と2013年にそれぞれ改正が行われました。この条例は、中国政府が危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品による事故を予防・減少させ、環境を保護するために制定した行政法規であり、現行の危険化学品管理に関する行政法規の中で最も高い効力を有するものです。

2025年12月27日、中国全国人民代表大会常務委員会は『[中華人民共和国危険化学品安全法](#)』（略称『危険化学品安全法』）を可決し、2026年5月1日から施行されます。この『危険化学品安全法』は、中国の危険化学品安全管理分野において最も位階の高い法律であり、『危険化学品安全管理条例』とあいまって、危険化学品安全管理に関する「法律＋条例」の並行体制を形成しています。

「『中華人民共和国危険化学品安全法』について（4）」から続く

3. 『危険化学品安全法』と『危険化学品安全管理条例』の比較

(2) 法的責任（続き）

違法行為	『危険化学品安全法』	『危険化学品安全管理条例』
危険化学品事業者による違法な生産・生産転換・生産停止・事業廃止・解散	第105条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金10～50万元を科すこと。 (2) 期限付きで改善を命じ、罰金2～10万元を科すこと。期限内に改善しない場合、罰金10～20万元を科すこと。	第82条 (1) 改善を命じ、罰金5～10万元を科すこと。 (2) 改善を命じ、罰金1万元以下を科すこと。改善に応じない場合、罰金1～5万元を科すこと。
危険化学品経営企業による違法な危険化学品の調達	第106条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金20～50万元を科すこと。 (2) 期限内に改善しない場合、危険化学品経営許可証の取消し及び営業許可証の変更・取消しに至るまで営業停止による是正を命じ、責任者及び責任者に対して罰金5～10万元を科すこと。	第83条 (1) 改善を命じ、罰金10～20万元を科すこと。 (2) 改善に応じない場合、危険化学品経営許可証の取消し及び営業許可証の変更・取消しに至るまで営業停止による是正を命じること。
危険化学品輸送の違法行為（状況に応じて異なる処罰）	第109条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金5～50万元を科すこと。 (2) 期限内に改善しない場合、生産停止・営業停止による是正を命じ、責任者及び責任者に対して罰金1～5万元を科すこと。	第86条 (1) 改善を命じ、罰金5～10万元を科すこと。 (2) 改善に応じない場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。

華鐘コンサルタントグループ会員専用		
	第 110 条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金 20～30 万円を科し、違法所得を没収すること。 (2) 期限内に改善しない場合、生産停止・営業停止による是正を命じ、責任者及び責任者に対して罰金 1～5 万円を科すこと。	第 87 条 (1) 改善を命じ、罰金 10～20 万円を科し、違法所得を没収すること。 (2) 改善に応じない場合、生産停止・営業停止による是正を命じること。
	第 111 条 期限付きで改善を命じ、罰金 10～20 万円を科すこと。	第 88 条 改善を命じ、罰金 5～10 万円を科すこと。
	第 112 条 期限付きで改善を命じ、罰金 5～10 万円を科すこと。	第 89 条 改善を命じ、罰金 1～5 万円を科すこと。
	第 114 条 (1) 期限付きで改善を命じ、罰金 5 万円以下を科すこと。 (2) 期限内に改善しない場合、罰金 5～10 万円を科すこと。	第 91 条 (1) 改善を命じ、罰金 1 万円以下を科すこと。 (2) 改善に応じない場合、罰金 1～5 万円を科すこと。
危険化学品の許可証の違法使用行為（危険化学品的安全生産許可証、工業製品生産許可証の違法使用を含まない）	第 116 条 罰金 20～30 万円を科し、違法所得を没収すること。	第 93 条 罰金 10～20 万円を科し、違法所得を没収すること。

4. あとがき

2026 年 5 月 1 日より法律としての『危険化学品的安全法』が施行された後、危険化学品的安全管理分野においては、「法律＋条例」が並行して存在する局面が生じます。上位法が下位法に優先するという原則に従い、『危険化学品的安全管理条例』のうち、『危険化学品的安全法』と抵触する条項は、全て上位法である『危険化学品的安全法』の規定に従って執行されます。

『危険化学品的安全法』は法的責任の面でより厳格化されており、違法行為に対する処罰の強化、違法コストの引上げが図られ、罰金額の増加、処罰方法の厳格化、懲戒措置の強化がなされています。したがって、関連企業はこれまで以上に危険化学品的に関する安全管理を重視し、安全生産責任制度や各種安全措置を徹底し、安全を確保し適法・コンプライアンスを前提とした生産・経営活動を展開するよう、十分に留意しなければなりません。

以 上
(作成：会員部 許歆鐺)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港 主要税収優遇政策について（1）

Q: 海南自由貿易港の主要な税収優遇政策について教えてください。

＜法律法規＞＜海南自由貿易港＞＜税収優遇＞＜関税＞＜企業所得税＞＜個人所得税＞＜加速償却と償却＞＜免税ショッピング限度額＞

A: 2025 年 12 月 18 日、中国海南自由貿易港は「封閉運営」という歴史的な時を迎え、一連の重要な税収優遇政策が全面的に実施されることとなります。その中で「ゼロ関税」と「低税率」の二大コア政策は、海南自由貿易港に前例のない発展の機会をもたらします。以下、国家税務総局海南省税務局が 2025 年 11 月 17 日に発表した『海南自由貿易港税収政策文書集』における主要優遇政策を概説いたします。

1. 海南自由貿易港の概要及び経済発展の最近状況

海南自由貿易港は、中国政府が海南島全島に設立した自由貿易港です。2020 年 6 月 1 日に『海南自由貿易港建設総体方案』が發布され、同年 6 月 3 日に海南自由貿易港 11 の重点パークが同時に開園式を行い（のちに 13 の重点パークに増加）、2025 年 12 月 18 日に海南自由貿易港「封閉」が正式に始動しました。

海南省統計局が公表したデータによれば、2025 年上期、海南自由貿易港 13 の重点パークのサービス貿易輸出入総額は 275.75 億元で 29.1%増、営業収益は 12,931.71 億元で 2.7%増、公共サービス投資は 53.35 億元で 15%増、税収収入は 349.8 億元で 10.9%増、サービス貿易輸出総額は 177.1 億元で、38.1%増、サービス貿易輸入総額は 98.65 億元で 15.6%増となりました。

2. 海南自由貿易港主要税収優遇政策

2025 年 12 月 18 日、海南自由貿易港は全島「封閉運営」を迎え、一連の重要な税収優遇政策が全面的に実施され、中でも「ゼロ関税」と「低税率」の二大コア政策の優位性がより際立ちます。投資家及び関連企業が海南自由貿易港の各方面の税収政策をよりよく理解し、時機を捉えて戦略を練るための参考として、国家税務総局海南省税務局が 2025 年 11 月 17 日に発表した『海南自由貿易港税収政策文書集』（リンクをクリックすると右図のような 570 ページ超の PDF ファイルのダウンロード、又はオンライン閲覧が可能）に、増値税、企業所得税、個人所得税等の税収政策が統合されています。以下、その中の主要な税収優遇政策及び「封閉運営」後の特別優遇政策の概要を整理します。具体的なご質問がございましたら、いつでも弊社にご連絡ください。（メールアドレス：shcs@shcs.com.cn）



華鐘コンサルタントグループ会員専用

(1) 厳選 15 条の優遇政策

海南自由貿易港税収政策・厳選 15 条

1. 海南自由貿易港で勤務する高度人材及び緊急必要人材に対し、その個人所得税の実際の税負担が 15%を超える部分については、免税とする。
2. 海南自由貿易港に登録し、実質的な運営を行う奨励類産業企業については、15%の税率で企業所得税を減額徴収する。
3. 企業が輸入する自社用生産設備は、輸入関税、輸入増値税及び消費税を免税とする。
4. 輸入営業用交通手段及びヨットは、輸入関税、輸入増値税及び消費税を免税とする。
5. 輸入生産原副材料は、輸入関税、輸入増値税及び消費税を免税とする。
6. 島内住民が購入する入島商品は、輸入関税、輸入増値税及び消費税を免税とする。
7. 離島免税ショッピング限度額を毎年每人 10 万円に引き上げ、品種を増加させる。
8. 観光業、現代サービス業、ハイテク産業企業の 2025 年以前の新規海外直接投資所得は、企業所得税を免税とする。
9. 企業の資本的支出は、一括して税引前に控除又は加速償却・償却ができる。
10. 展示会の海外展示品の輸入及び販売は免税とする。
11. 海南原産又は輸入材を含む加工付加価値が 30%を超える貨物が本土に進入する場合、輸入関税を免税とする。
12. 海南島を出入りする航空機への保税航空燃料の給油を許可する。
13. 「中国洋浦港」に登録され国際輸送に従事する国内建造船舶に対して、輸出税還付を与える。
14. 「中国洋浦港」を中継港とする内外取引同船輸送に従事する国内船舶は、保税燃料の給油を許可される。
15. 「中国洋浦港」で中継離境する貨物について、出発港税還付を試行する。

(2) 海南自由貿易港輸入課税商品目録及び貨物流通税収政策

- [海南自由貿易港貨物の「一線」「二線」出入及び島内流通に関する税収政策の通知](#)（財関税[2025]12 号）
 - [海南自由貿易港輸入課税商品目録に関する通知](#)（財関税[2025]13 号）
- 上記政策はいずれも 2025 年 12 月 18 日の海南自由貿易港「封閉運営」施行日から実施されます。

「封閉運営」前の政策と比較した主な変更点は以下の通りです。

- 全島「封閉運営」後、輸入「ゼロ関税」商品はネガティブリスト方式で管理され、従来の「ゼロ関税」商品ポジティブリストに代わって輸入課税商品目録が採用されます。
 - 🚦 **カバー範囲**：「ゼロ関税」商品税目は現在の 1,900 品目から約 6,600 品目へ拡大され、全商品税目の約 74%を占め、「封閉」前より 53 ポイント向上します。
 - 🚦 **管理方式**：ネガティブリスト方式では、輸入課税商品目録に明記された商品を除き、条件を満たす海南自由貿易港関係主体が輸入するその他商品について「ゼロ関税」政策を適用できます。
- 優遇享受主体の範囲が顕著に拡大

現在の輸入「ゼロ関税」政策は、海南自由貿易港に登録登記した独立法人企業及び事業単位にのみ適用されています。「封閉運営」後、優遇享受主体は基本的に実際の輸入需要を有する全島範囲の各種企業事業単位、民営非企業単位等をカバーします。
- 商品流通制限条件がさらに緩和

「封閉運営」後、輸入「ゼロ関税」商品及びその加工製品の使用範囲は企業自社用に限定されず、優遇享受主体間で自由に流通でき、輸入税収の追徴納付を免除されます。

「2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について（2）

Q: 海南自由貿易港の主要な税収優遇政策について教えてください。

<法律法規><海南自由貿易港><税収優遇><関税><企業所得税><個人所得税><加速償却と償却><免税ショッピング限度額>

A: 2025 年 12 月 18 日、中国海南自由貿易港は「封閉運営」という歴史的な時を迎え、一連の重要な税収優遇政策が全面的に実施されることとなります。その中で「ゼロ関税」と「低税率」の二大コア政策は、海南自由貿易港に前例のない発展の機会をもたらします。以下、国家税務総局海南省税務局が 2025 年 11 月 17 日に発表した『[海南自由貿易港税収政策文書集](#)』における主要優遇政策を概説いたします。

「2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について（1）」から続く

2. 海南自由貿易港主要税収優遇政策

(3) 加工付加価値関税免除政策（続き）

➤ [『中華人民共和國税関の海南自由貿易港加工付加価値に対する関税免除貨物税収徴収暫定管理弁法』に関する公告](#)（税関総署公告 2025 年第 158 号）

2025 年 12 月 18 日の海南自由貿易港「封閉運営」施行日から実施されます。

- 企業の優遇享受条件を緩和し、優遇享受企業の奨励類産業主營業務収入が企業収入総額の 60%以上を占めるという制限を撤廃します。
- 加工付加価値累積の適用範囲を拡大し、海南自由貿易港税関特殊監督管理区域、保税監督管理場所内の企業及び加工貿易に従事する企業の保税輸入貨物について、海南自由貿易港内で生産工程の上流・下流の異なる登録企業による加工製造により付加価値が生じた場合、付加価値部分を累積計算することができます。
- 輸入材の範囲を拡大し、保税貨物のみに試行を許可した従来の政策に加えて、「ゼロ関税」輸入貨物を政策適用範囲に含めます。
- 認定された海南産貨物を材料として適用することを支持し、その価値を国内調達材価格から差し引くことができ、加工付加価値部分に算入します。

(4) 高度人材・緊急必要人材個人所得税政策

➤ [海南自由貿易港高度人材・緊急必要人材個人所得税政策の継続実施に関する通知](#)（財税[2025]4 号）

➤ [海南省人民政府の『海南自由貿易港個人所得税優遇政策享受高度人材・緊急必要人材リスト管理弁法』の通知](#)（琼府[2025]43 号）

人材個税免税政策執行期限：2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで。

琼府[2025]43 号文規定：2025 年 1 月 1 日から効力発生。

- 海南自由貿易港で勤務する高度人材及び緊急必要人材に対し、その個人所得税の実際の税負担が 15%を超える部分について、免税とします。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

※ 一般的な高度人材・緊急必要人材の適用条件

- ✚ 居住条件：1 課税年度内に海南自由貿易港で累積 183 日間居住し、合理的な離島出張、休暇、学習研修日数は海南自由貿易港居住日数に算入できますが、実際居住日数は 90 日間以上必要です。
- ✚ 人材認定：海南省各級の人材認定権限を有する部門単位が認定した人材に該当するか、1 課税年度内に海南自由貿易港での収入が 30 万元人民元以上であること。
- ✚ 企業条件：所属企業又は単位が海南自由貿易港における実質的な運営関連規定を満たすこと。

(5) 奨励類産業企業所得税優遇政策

- [財政部 税務総局が海南自由貿易港企業所得税優遇政策の継続実施に関する通知](#)（財税[2025]3 号）
 - [国家税務総局海南省税務局海南省財政庁海南省市場監督管理局が海南自由貿易港奨励類産業企業実質的な運営に関する問題の継続に関する公告](#)（2025 年第 3 号）
- 施行期間：2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで

※ 『財政部 税務総局が海南自由貿易港企業所得税優遇政策の通知に関する通知』（財税[2020]31 号）の政策を継続、2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、海南自由貿易港に登録し実質的な運営を行う奨励類産業企業に対し、15%の税率で企業所得税を減額徴収する。

※ 適用条件

- ✚ 海南自由貿易港に登録すること。
- ✚ 実質的な運営、即ち企業の実際管理機構が海南自由貿易港に設置され、企業の生産経営、人員、帳務、財産等に対して実質的な全面的な管理と統制を実施すること。実質的な運営に該当しない企業は、優遇を享受できない。
- ✚ 奨励類産業企業、即ち海南自由貿易港奨励類産業目録に規定された産業項目を主營業務とし、その主營業務収入が企業収入総額の 60%以上を占める企業。

(6) 観光業、現代サービス業、ハイテク産業企業の新規海外直接投資所得企業所得税免税優遇政策

- [財政部 税務総局が海南自由貿易港企業所得税優遇政策の継続実施に関する通知](#)（財税[2025]3 号）
 - [国家税務総局海南省税務局海南省財政庁海南省市場監督管理局が海南自由貿易港奨励類産業企業実質的な運営に関する問題の継続に関する公告](#)（2025 年第 3 号）
- 施行期間：2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの期間。

■ 2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの期間、海南自由貿易港に設立された観光業、現代サービス業、新技術産業企業の新規海外直接投資で得た所得は、企業所得税を免税とする。

※ 適用条件

- ✚ 海南自由貿易港に登録し実質的な運営を行い、且つ主な業務が『[海南自由貿易港観光業、現代サービスハイテク産業企業所得税優遇目録](#)』内の項目に属する企業の新規海外直接投資で得た所得は、企業所得税を免税とする。
- ✚ 新規投資の時間：新規海外直接投資は、企業が 2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの期間に追加した海外直接投資を指します。
- ✚ 優遇目録『[海南自由貿易港観光業、現代サービスハイテク産業企業所得税優遇目録](#)』に属すること。

「2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について(3)」へ続く

(作成：公開部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について（3）

Q: 海南自由貿易港の主要な税収優遇政策について教えてください。

<法律法規><海南自由貿易港><税収優遇><関税><企業所得税><個人所得税><加速償却と償却><免税ショッピング限度額>

A: 2025 年 12 月 18 日、中国海南自由貿易港は「封閉運営」という歴史的な時を迎え、一連の重要な税収優遇政策が全面的に実施されることとなります。その中で「ゼロ関税」と「低税率」の二大コア政策は、海南自由貿易港に前例のない発展の機会をもたらします。以下、国家税務総局海南省税務局が 2025 年 11 月 17 日に発表した『[海南自由貿易港税収政策文書集](#)』における主要優遇政策を概説いたします。

「2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について（2）」へ続く

2. 海南自由貿易港主要税収優遇政策

(7) 新規取得資産の一括控除又は加速償却・償却優遇政策（続き）

- [財政部 税務総局が海南自由貿易港企業所得税優遇政策の継続実施に関する通知](#)（財税[2025]3 号）
 - [国家税務総局 海南省税務局 海南省財政庁 海南省市場監督管理局の海南自由貿易港奨励類産業企業の実質的な運営に関する問題の継続に関する公告](#)（2025 年第 3 号）
- 施行期間：2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの期間。

■ 2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの期間、海南自由貿易港に設立された企業が新規に取得した（自社建設・自社開発を含む）固定資産又は無形資産について、一括控除又は加速償却・償却の優遇政策を実施する。

■ 単位価値が 500 万元（含）を超えないものは、当期のコスト費用に一括計上して課税所得額計算時に控除を認め、年度別に償却・償却を計算しない。新規取得（自社建設・自社開発を含む）固定資産又は無形資産の単位価値が 500 万元を超えるものは、償却・償却年限を短縮又は加速償却・償却の方法をとることができる。

※ 具体的な適用範囲

- 📌 **資産「取得」の形式について：**企業の資産取得には、外部購入、自社建設、自社開発、ファイナンスリース、寄贈、投資、非通貨性資産交換、債務再編等の形式があります。通貨形式による購入、自社建設、自社開発の三形式を含みます。
- 📌 **資産取得時期の確定について：**政策の執行期間は 2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までですので、資産の取得時期に基づき、優遇政策の対象範囲に属するかを判断する必要があります。自社開発の無形資産は、所定の用途に達した時期を取得時期として確認します。その他については『国家税務総局の設備器具控除に関する企業所得税政策執行問題の公告』（国家税務総局公告 2018 年第 46 号）の規定に準じて執行します。
- 📌 **無形資産の一括控除又は加速償却時期について：**無形資産の一括控除又は加速償却政策は、

華鐘コンサルタントグループ会員専用

無形資産税引前控除の一種の特別方式ですので、その税引前控除の時期は無形資産の償却計算の処理原則と一致する必要があります。無形資産は使用可能となった年に一括控除又は加速償却を開始します。

(8) 博鳌楽城国際医療観光先行区輸入医薬品・医療機器「ゼロ関税」政策

- [財政部 国家卫生健康委員会 税関総署 税務総局国家医薬品监督管理局の海南自由貿易港医薬品、医療機器「ゼロ関税」政策の通知](#)（財関税[2024]21号）
2024年から施行

- 海南博鳌楽城国際医療観光先行区内に登録登記された独立法人資格を有し、認定された医療機関、医学教育高等院校、医薬類科研院所が、規定に合致する医薬品、医療機器を輸入し、規定に基づいて使用する場合、輸入関税、輸入増値税を免税とすることができます。

※ 具体的な適用範囲

🚩 「ゼロ関税」医薬品・医療機器の範囲について

- 中国で承認登録された輸入医薬品、医療機器。
- 国務院の関連規定により、中国での承認登録を未だ得ていないが、海南省人民政府の承認を経て先行区内での輸入使用を許可された医薬品（ワクチンを除く）、医療機器。

🚩 使用制限規定について

- 優遇政策享受条件を満たす医学教育高校、医薬類科研院所が輸入した免税医薬品、医療機器は先行区内での自家用に限られます。
- 医療機関は本機関医師の処方箋により、本機関現地で受診した患者に対し免税医薬品、医療機器を販売します。
- 患者が取得した免税医薬品、医療機器は再度販売してはならず、先行区内で使用し、先行区から持ち出し、郵送してはなりません。

「2025年12月18日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税收優遇政策について（4）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について（4）

Q: 海南自由貿易港の主要な税収優遇政策について教えてください。

＜法律法規＞＜海南自由貿易港＞＜税収優遇＞＜関税＞＜企業所得税＞＜個人所得税＞＜加速償却と償却＞＜免税ショッピング限度額＞

A: 2025 年 12 月 18 日、中国海南自由貿易港は「封閉運営」という歴史的な時を迎え、一連の重要な税収優遇政策が全面的に実施されることとなります。その中で「ゼロ関税」と「低税率」の二大コア政策は、海南自由貿易港に前例のない発展の機会をもたらします。以下、国家税務総局海南省税務局が 2025 年 11 月 17 日に発表した『[海南自由貿易港税収政策文書集](#)』における主要優遇政策を概説いたします。

「2025 年 12 月 18 日の「封閉運営」開始に関する海南自由貿易港主要税収優遇政策について（3）」へ続く

2. 海南自由貿易港主要税収優遇政策

(9) 一時的進出国修理政策（続く）

- [国務院の条件を満たす自由貿易試験区と自由貿易港における国際高標準の制度型開放推進における若干の措置の試行に関する通知](#)（国発[2023]9 号）
 - [条件を満たす自由貿易試験区と自由貿易港における関連輸入税収政策措施の試行に関する公告](#)（財政部生態環境部商務部税関総署税務総局公告 2023 年第 75 号）
- 2023 年から施行

- 海南自由貿易港に登録登記された独立法人資格を有する企業が運営する航空機、船舶（関連部品を含む）について、一時的に国外へ修理し海南自由貿易港へ再輸入する場合、付加価値の有無にかかわらず関税を免税とし、輸入増値税及び消費税は規定通り徴収する。
- 企業が国外から一時的に試行区域に進入させ修理する貨物について、再輸出する場合は関税、輸入増値税及び消費税を免税とする。再輸出せず国内販売に転換する場合は、修理後貨物の実際の検査状態に基づき、輸入関税、輸入増値税及び消費税を規定通り徴収する。
- 現行の「両頭在外」保修理政策と比較し、修理後貨物の「国内販売」ルートが追加されたことで、企業のビジネスモデルの多様化、柔軟な経営の展開に有利となります。

※ 具体的な適用範囲

✚ 一時的国外修理の適用対象について

海南自由貿易港を主営業基地とする航空企業が運営する航空機（関連部品を含む）、船運会社が運営し海南自由貿易港内の港を船籍港とする船舶（関連部品を含む）。

✚ 一時的国内修理の適用区域について

洋浦保税港区、海口総合保税区、海口空港総合保税区及び海南自由貿易港内で国務院が同意したその他の税関特殊監督管理区域にのみ適用されます。

華鐘コンサルタントグループ会員専用

(10) 離島免税ショッピング限度額を毎年每人10 万元に調整し品種を増加

- 財政部、税関総署、税務総局が海南離島旅客免税ショッピング政策の公告（財政部、税関総署、税務総局公告 2020 年第 33 号）
 - [海南離島旅客免税ショッピング政策の調整に関する公告](#)（財政部 税関総署 税務総局公告 2025 年第 9 号）
- 2011 年から試行、新ショッピング限度額及び品種は 2025 年 11 月 1 日から執行

- 飛行機、列車、船舶で離島（離境を除く）する旅客に対し、限度額、限量、制限品種で輸入税免税ショッピングを実施し、離島免税政策を実施する免税店内又は承認済みオンライン販売窓口で支払い、空港、鉄道駅、港湾埠頭の指定区域で引き取り離島する免税政策を実施します。離島免税政策の免税税種は関税、輸入増値税及び消費税です。

※ 具体的な適用範囲

✚ ショッピング限度額について

每人毎年の免税ショッピング限度額は 10 万元で、単品商品 8,000 元免税限度額規定を撤廃します。

✚ 商品品種について

当初の 18 品種から現在の 47 品種に拡大し、酒類、電子製品、ペット用品、携帯可能な楽器等、消費者に人気の商品を含みます。具体的には、実際の購入需要を考慮し、主管部門は従来の「家庭用空気清浄機及び部品」類を「小型家電」類に調整し、掃除ロボット、掃除機等を追加し、「装着機器等電子消費製品」類を「電子消費製品」類に調整し、デジタル撮影・撮像器材及び部品、小型ドローンを追加し、「タブレット端末」類にマウス、キーボード等のデジタル部品を追加しました。

✚ ショッピング対象について

「離島離境旅客」が離島免税ショッピング政策を享受できることを許可します。「離島離境旅客」とは、18 歳以上、海南から離境する航空券、船券を購入し、出入国の有効証書を所持し実際に離境する国内外旅客、海南省住民を含みます。

✚ ショッピング回数及び数量制限について

ショッピング回数は制限なく、一回の購入数量制限が大幅に減少した商品種類は一部の商品のみを制限し、例えば携帯電話（4 台/回）、酒（1,500ml/回）、化粧品類単回数量（30 個/回）等です。詳細は「[離島免税商品品類及び每人毎回購入数量範囲](#)」をご参照ください。

✚ ショッピングの利便性について

オンライン販売窓口の開設を許可します。「離島離境旅客」は規定の限度額及び数量範囲内で、離島免税店内又は承認済みオンライン販売窓口で免税品を購入し、免税店は旅客の離島時間に基づき貨物を運送し、旅客は購入証明書により空港、港湾埠頭の指定区域でのみ引き取り、一度に携帯して離島します。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

政府調達における国産品基準および関連政策の実施に関する通知

关于在政府采购中实施本国产品标准及相关政策的通知

国弁発〔2025〕34号

2025年9月30日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构： 为构建统一开放、竞争有序的政府采购市场体系，完善政府采购制度，保障各类经营主体平等参与政府采购活动，根据《中华人民共和国政府采购法》、《中华人民共和国外商投资法》等有关法律法规规定，经国务院同意，现就在政府采购中实施本国产品标准及相关政策通知如下：	各省、自治区、直辖市人民政府、国务院各部委、各直属機関： 統一的に開放され、競争秩序ある政府調達市場体系を構築し、政府調達制度を整備し、各種経営主体の政府調達活動への平等な参加を保障するため、「中華人民共和国政府調達法」、「中華人民共和国外商投資法」等の関連法規に基づき、国务院の同意を得て、政府調達における国産製品基準及び関連政策の実施について下記の通り通知する。
一、本国产品标准 本国产品应当符合以下条件：	一、国産製品基準 国産製品は下記の条件を満たさなければならない。
（一）在中国境内生产 产品应当在中国境内生产，即在中华人民共和国关境内实现从原材料、组件到产品的属性改变。 属性改变是指经过制造、加工或者组装等工序，产生完全不同于原材料、组件的新产品，并具有新的名称和特征（用途）。属性改变不包括以下细微操作： 1. 为确保产品在运输或者储存期间保持某种状态而进行的操作； 2. 为产品运输或者销售进行的包装或者展示； 3. 在产品或者其包装上粘贴或者印刷品牌、标志、标识以及其他用于区别的标记； 4. 简单的上漆、磨光和分装； 5. 其他不属于属性改变的情形。	（一）中国国内での生産 製品は中国国内で生産されなければならない。すなわち、中華人民共和国関税領域内で原材料・部品から製品への属性の変化を実現しなければならない。 属性の変化とは、製造、加工又は組立等の工程を経て、原材料、部品とは全く異なる新製品が生まれ、新たな名称と特徴（用途）を有することを指す。属性の変化には以下の軽微な操作は含まれない。 1. 輸送又は保管期間中の製品状態維持のための操作 2. 輸送又は販売のための包装又は展示 3. 製品又はその包装へのブランド・マーク・識別記号その他区別用表示の貼付・印刷 4. 単純な塗装・研磨・小分け 5. その他属性の変化に該当しない場合

（二）在中国境内生产的组件成本占比达到规定比例 产品在中国境内生产的组件成本占比应当达到规定比例，计算公式为： $\frac{\text{产品在中国境内生产的组件成本}}{\text{产品总成本}} \geq \text{规定比例}$ 财政部会同有关行业主管部门，分产品确定在中国境内生产的组件成本占比应当达到的规定比例。在分产品的中国境内生产的组件成本占比相关要求实施前，符合本通知第一条第（一）项条件的产品在政府采购活动中视同本国产品。	（二）中国国内生産部品の原価比率が規定割合に達すること 中国国内で生産された部品の原価比率が規定比率に達していること。計算式は以下のとおり。 $\frac{\text{製品における中国国内で生産された部品コスト}}{\text{製品の総コスト}} \geq \text{規定比率}$ 財政部は関連業界主管部門と共同で、製品ごとに中国国内で生産された部品の原価比率が達すべき規定比率を定める。製品別の中国国内生産部品原価比率に関する要求の実施前に、本通知第一条第（一）項の条件を満たす製品は、政府調達活動において国産製品とみなす。
（三）特定产品的关键组件、关键工序符合相关要求 对特定产品，在符合本通知第一条第（一）项和第（二）项条件的基础上，应当符合财政部会同有关行业主管部门确定的其关键组件、关键工序在中国境内生产、完成等要求。 财政部会同有关行业主管部门自本通知施行之日起 5 年内，在充分征求有关内外资企业、行业协会商会等方面意见的基础上，分类施策、稳妥推进，分产品确定在中国境内生产的组件成本占比要求，以及特定产品的关键组件、关键工序相关要求，并根据不同行业的发展情况，在出台具体产品相关要求时，设置 3—5 年过渡期，逐步建立政府采购中国产品标准体系和动态调整机制。	（三）特定製品の重要部品・重要工程が関連要求を満たすこと 特定製品については、本通知第一条第（一）項及び第（二）項の条件を満たすことに加え、財政部が関連業界主管部門と共同で定める、その重要部品・重要工程の中国国内における生産・完成等の要件を満たす必要がある。 財政部は関連業界主管部門と共同で、本通知施行日より 5 年以内に、内資企業・外資企業・業界団体・商工会議所等からの意見を十分に聴取した上で、分類別施策により着実に推進し、製品別に中国国内生産部品コスト比率の要件、及び特定製品の重要部品・重要工程に関する要件を確定し、且つ業界の発展状況に応じて、具体的な製品要件を策定する際には 3～5 年の移行期間を設け、政府調達における国産製品基準体系と動的調整メカニズムを段階的に構築する。
二、本国产品标准的适用范围 本国产品标准适用于货物，包括政府采购货物项目和服务项目中涉及的货物。适用本国产品标准的货物具体是指《政府采购品目分类目录》中的货物类产品，但不包括其中的房屋和构筑物，文物和陈列品，图书和	二、国産製品基準の適用範囲 国産製品基準は物品に適用され、政府調達物品項目及びサービス項目に含まれる物品を含む。国産製品基準が適用される物品とは、具体的には『政府調達品目分類目録』に掲げる物品類製品を指すが、同目録中の建物・構築物、文

档案，特种动植物，农林牧渔业产品，矿与矿物，电力、城市燃气、蒸汽和热水、水，食品、饮料和烟草原料，无形资产。	化財・展示品、図書・文書、特殊動植物、農林牧漁業製品、鉱物、電力・都市ガス・蒸気・温水・水、食品・飲料・タバコ原料、無形資産は含まれない。
三、对本国产品的支持政策 政府采购活动中既有本国产品又有非本国产品参与竞争的，依法对本国产品给予价格评审优惠，对本国产品的报价给予 20% 的价格扣除，用扣除后的价格参与评审。 当采购项目或者采购包中含有多种产品，供应商为该采购项目或者采购包提供的符合本国产品标准的产品成本之和占该供应商提供的全部产品成本之和的比例达到 80% 以上时，依法对该供应商提供的全部产品给予价格评审优惠，即对该供应商提供的全部产品的总报价给予 20% 的价格扣除，用扣除后的价格参与评审。	三、国産製品に対する支援政策 政府調達活動において国産製品と非国産製品が競争に参加する場合、法に基づき国産製品に価格評価上の優遇措置を適用し、国産製品の見積価格から 20% を控除した金額をもって評価に参加させる。 調達プロジェクト又は調達パッケージに複数の製品が含まれる場合、当該調達プロジェクト又は調達パッケージに対して供給者が提供する国産製品基準に適合する製品のコスト合計が当該供給者が提供する全製品のコスト合計に占める割合が 80% 以上に達するときは、法に基づき当該供給者が提供する全製品に対して価格評価上の優遇措置を適用する。すなわち、当該供給者が提供する全製品の総見積価格から 20% を控除し、控除後の価格で評価に参加させる。
四、政策执行要求	四、政策実施上の要求
（一）产品在中国境内生产的组件成本核算规则。产品在中国境内生产的组件成本，按照《中国境内生产的组件成本核算基本规则》（见附件 1）计算。	（一）中国国内で生産された製品の部品原価計算規則。中国国内で生産された製品の部品原価は、「中国国内生産部品原価計算基本規則」（付属書 1 参照）に基づき計算する。
（二）有关证明文件。采购人、采购代理机构应当在采购文件中明确要求供应商对其提供的产品出具《关于符合本国产品标准的声明函》（样式见附件 2，以下简称《声明函》）或财政部会同有关部门规定的有关证明文件。出具符合要求的《声明函》或有关证明文件的，该产品视为本国产品，采购人、采购代理机构不得再要求供应商提供其他证明材料。供应商提供虚假《声明函》、虚假证明文件谋取中标、成交的，依照《中华人民共和国政府采购法》等法律法规规定追究相应责任。	（二）関連証明書類。調達者及び調達代理機関は、調達書類において、供給業者に対し、提供する製品について「国産製品基準適合に関する声明書」（様式は付属書 2 参照、以下「声明書」という）又は財政部及び関係部門が定める関連証明書類の提出を明確に要求しなければならない。要求を満たす声明書又は関連証明書類を提出した場合、当該製品は自国製品とみなされ、調達者及び調達代理機関は供給業者に他の証明資料の提出を要求してはならない。供給業者が虚偽の「声明書」又は虚偽の証明書類を提出して落札・成約を図った場合、「中華人民共

采购人、采购代理机构应当随中标、成交结果同时公告中标、成交供应商提供的《声明函》或有关证明文件。	和国政府調達法」等の法律・法規に基づき相応の責任を追及する。 調達者及び調達代理機関は、落札・成約結果と同時に、落札・成約供給業者が提出した「声明書」又は関連証明書類を公告しなければならない。
（三）平等对待各类经营主体。国有企业、民营企业、外资企业等各类经营主体平等享受对本国产品的政府采购支持政策。采购人、采购代理机构在政府采购信息发布、供应商资格条件确定和资格审查、评审标准等方面，要对各类经营主体一视同仁、平等对待，切实保障各类经营主体公平竞争。各地区、各部门要加强统筹协调，不得出台违反本通知规定的政策措施，在政府采购活动中不得指定品牌或者限制品牌注册地、所有者，不得以所有制形式、组织形式、股权结构、投资者国别以及其他不合理条件对供应商实行差别待遇或者歧视待遇。	（三）あらゆる経営主体を平等に扱う。国有企業、民営企業、外資企業などあらゆる経営主体は、国産製品に対する政府調達支援政策を平等に享受する。調達者及び調達代理機関は、政府調達情報の公表、供給業者の資格条件の確定及び資格審査、評価基準などの面で、あらゆる経営主体を平等に扱い、公平な競争を実質的に保障しなければならない。各地域・各部門は調整を強化し、本通知の規定に違反する政策措置を制定してはならず、政府調達活動においてブランド指定やブランド登録地・所有者の制限を行ってはならない。所有形態、組織形態、出資持分構造、投資家の国籍その他の不合理な条件をもって供給業者に差別的待遇又は不公平な待遇を与えてはならない。
（四）中华人民共和国缔结或者共同参加的国际条约、协定对政府采购中本国产品政策另有规定的，按照有关条约、协定执行。	（四）中華人民共和国が締結又は共同参加する国際条約・協定において、政府調達における国産製品政策について別途規定がある場合は、当該条約・協定の規定に従って実施する。
五、争议处理 财政部门在政府采购投诉处理、监督检查中，对涉及本国产品标准争议事项的处理，按照政府采购相关法律法规规定等执行，必要时由有关部门或者专业机构对相关事项予以核实。各有关部门、专业机构及其工作人员对政府采购投诉处理、监督检查中知悉的商业秘密负有保密义务。	五、紛争処理 財政部門は、政府調達に関する苦情処理・監督検査において、国産製品基準に関する紛争事項の処理については、政府調達関連法規等の規定に基づき実施し、必要に応じて関係部門又は専門機関に関連事項の確認を依頼する。関係部門、専門機関及びその職員は、政府調達苦情処理・監督検査において知り得た営業秘密について守秘義務を負う。
（一）政府采购投诉处理、监督检查中，对产品或组件是否在中国境内生产存在争议的，按照以下原则处理： 1. 对于组装类产品或组件，相关供应商及制	（一）政府調達苦情処理・監督検査において、製品又は部品が中国国内で生産されたか否かに係る争いがある場合、以下の原則に従って処理する。

造商应当提供产品或组件的采购合同，进货记录，制造、加工、组装记录以及其他证明材料。上述证明材料能够证明产品或组件在中国境内生产的，相关产品或组件即可视为在中国境内生产。 2. 对于由原材料直接制造、加工形成的产品或组件，如钢材、陶瓷制品、玻璃等，相关供应商及制造商应当提供产品或组件包装上依法标注的生产厂址等信息。生产厂址位于中华人民共和国关境内的，相关产品或组件即可视为在中国境内生产。	1. 組立製品又は部品については、関連する供給業者及び製造業者は、当該製品又は部品の調達契約、仕入記録、製造・加工・組立記録その他の証明資料を提出しなければならない。上記証明資料により当該製品又は部品が中国国内で生産されたことが証明される場合、当該製品又は部品は中国国内生産品とみなす。 2. 原材料から直接製造・加工された製品又は部品（鋼材、陶磁器製品、ガラス等）については、関連する供給業者及び製造業者は、製品又は部品の包装に法的に表示された生産工場所在地等の情報を提供しなければならない。生産工場所在地が中華人民共和国関税地域内にある場合、関連する製品又は部品は中国国内で生産されたものとみなす。
（二）政府采购投诉处理、监督检查中，对产品在中国境内生产的组件成本占比、采购项目或采购包中本国产品成本占比是否达到规定比例存在争议的，相关供应商及制造商应当提供组件或产品的会计核算数据、采购合同、进货记录等，财政部门按照中国境内生产的组件成本核算相关规则予以认定。	（二）政府調達に関する苦情処理・監督検査において、製品における中国国内生産部品の原価比率、調達項目又は調達パッケージにおける国産製品原価比率が規定比率に達しているか否かに争いがある場合、関連する供給業者及び製造業者は部品又は製品の会計データ、調達契約、仕入記録等を提出するものとし、財政部門は中国国内生産部品の原価計算に関する規則に基づき認定を行う。
（三）政府采购投诉处理、监督检查中，对特定产品的关键组件是否在中国境内生产存在争议的，按照本通知第五条第（一）项规定的原则处理；对特定产品的关键工序是否在中国境内完成存在争议的，相关供应商及制造商应当提供关键工序在中国境内完成的记录等材料予以证明。 政府采购投诉处理、监督检查中，相关供应商及制造商未按上述要求提供证明材料或提供的材料不足以证明产品符合本国产品标准的，不应当享受对本国产品的政府采购支持政策，由此影响或者可能影响采购结果的，财政部门按照政府采购相关法律法规规定等处理。	（三）政府調達苦情処理・監督検査において、特定製品の重要部品が中国国内で生産されているか否かに争いがある場合、本通知第五条第（一）項の規定に基づき処理する。特定製品の重要工程が中国国内で完了しているか否かに争いがある場合、関連する供給業者及び製造業者は、重要工程が中国国内で完了したことを証明する記録等の資料を提出しなければならない。 政府調達苦情処理・監督検査において、関連する供給業者及び製造業者が上記の要求に従って証明資料を提供しない場合、又は提供された資料が、製品が自国製品基準に適合することを証明するのに不十分な場合、国産製品に対す

	る政府調達支援政策の適用を受けてはならない。これにより調達結果に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性がある場合、財政部門は政府調達関連法規等の規定に基づき処理する。
本通知自 2026 年 1 月 1 日起施行。 附件： 1. 中国境内生産の组件成本核算基本規則 2. 关于符合本国产品标准的声明函 国务院办公厅 2025 年 9 月 28 日	本通知は 2026 年 1 月 1 日から施行する。 付属書： 1. 中国国内生産モジュール原価計算基本規則 2. 国産製品基準適合に関する声明書 國務院事務局 2025 年 9 月 28 日
附件 1 中国境内生産の组件成本核算基本規則 产品在中国境内生産の组件成本，一般按照其二级组件的相关成本进行核算。按照产品的一级组件进行成本核算能够满足中国境内生産の组件成本判定需求的，可以按照一级组件的相关成本进行核算。 一、产品的一级组件是指直接组成产品的组件。产品的二级组件是指直接组成产品一级组件的组件。一级组件不可分解的，视同二级组件。 二、二级组件在中国境内生産的，其全部成本计入中国境内生産の组件成本；二级组件不在中国境内生産的，其成本不计入中国境内生産の组件成本。 三、产品总成本和组件成本以相关会计核算数据、采购合同、进货记录等为基础进行计算。 四、需要对成本核算规则予以进一步明确的其他有关事项，由财政部会同有关部门另行规定。	付属書 1 中国国内生産部品原価計算基本規則 中国国内で生産される製品の部品原価は、原則としてその二次部品の関連原価に基づいて計算する。製品の一次部品による原価計算が中国国内生産部品の原価判定要件を満たす場合、一次部品の関連原価に基づいて計算することができる。 一、製品の一次部品とは、製品を直接構成する部品を指す。製品の二次部品とは、製品の一次部品を直接構成する部品を指す。一次部品が分解不能な場合は、二次部品とみなす。 二、二次部品が中国国内で生産された場合、その全コストは中国国内生産部品の原価に計上する。二次部品が中国国内で生産されない場合、そのコストは中国国内生産部品の原価に計上しない。 三、製品総原価及び部品原価は、関連する会計データ、調達契約、仕入記録等に基づき計算する。 四、原価計算規則について更に明確化が必要なその他の事項については、財政部が関係部門と協議の上、別途規定する。

附件 2

关于符合本国产品标准的声明函

本公司（单位）郑重声明，根据《国务院办公厅关于在政府采购中实施本国产品标准及相关政策的通知》（国办发〔2025〕34号）的规定，本公司（单位）提供的以下产品属于本国产品。具体情况如下：

1. （产品名称 1）¹，生产厂为（厂名）²，厂址为（生产厂址）。（产品名称 1）的中国境内生产的组件成本占比≥（规定比例）³。（产品名称 1）的（关键组件）⁴在中国境内生产。（产品名称 1）的（关键工序）⁵在中国境内完成。
2. （产品名称 2），生产厂为（厂名），厂址为（生产厂址）。（产品名称 2）的中国境内生产的组件成本占比≥（规定比例）。（产品名称 2）的（关键组件）在中国境内生产。（产品名称 2）的（关键工序）在中国境内完成。

.....

本公司（单位）对上述声明内容的真实性负责。如有虚假，愿承担相应法律责任。

公司（单位）名称（盖章）：

日期： 年 月 日

- 1.产品如有型号，请在“产品名称”栏一并填写。
- 2.生产厂名与厂址应与生产厂营业执照载明的相关信息保持一致。
- 3.该产品的中国境内生产的组件成本占比相关要求实施前，“规定比例”栏可不填，下同。
- 4.该产品的关键组件要求实施前，“关键组件”栏可不填，下同。
- 5.该产品的关键工序要求实施前，“关键工序”栏可不填，下同。

付属書 2

国産製品基準適合に関する声明書

当社（単位）は、国務院弁公庁「政府調達における自国製品基準及び関連政策の実施に関する通知」（国弁発〔2025〕34号）の規定に基づき、当社（機関）が提供する以下の製品は自国製品に該当することを厳正に声明する。詳細は以下の通り。

1. （製品名 1）¹、製造工場：（工場名）²、工場所在地：（製造工場所在地）。（製品名 1）の中国国内生産部品コスト比率 $\geq$ （規定比率）³。（製品名 1）の（主要部品）⁴は中国国内で生産している。（製品名 1）の（主要工程）⁵は中国国内で完了している。
2. （製品名称 2）、製造工場：（工場名）、工場所在地：（製造工場所在地）。（製品名 2）の中国国内生産部品コスト比率 $\geq$ （規定比率）。（製品名称 2）の（主要部品）は中国国内で生産している。（製品名 2）の（主要工程）は中国国内で完了している。

.....

当社（単位）は上記声明内容の真実性について責任を負う。虚偽があった場合は、相応の法的責任を負うことを承諾する。

華鐘諮詢

会社（単位）名称（捺印）：

日付： 年 月 日

-
1. 製品に型番がある場合は、「製品名称」欄に併せて記入すること。
 2. 製造工場名及び所在地は、製造工場の営業許可証に記載された関連情報と一致していること。
 3. 当該製品の中国国内生産部品コスト比率に関する要求実施前は、「規定比率」欄は記入不要（以下同様）。
 4. 当該製品の重要部品要求実施前は、「重要部品」欄は記入不要（以下同様）。
 5. 当該製品の重要工程要求実施前は、「重要工程」欄は記入不要（以下同様）。

華鐘コンサルタントグループ

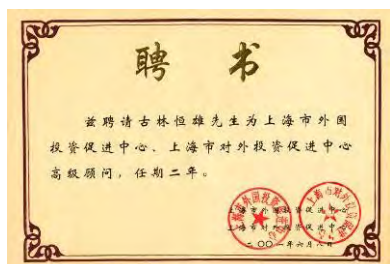
上海華鐘コンサルタントサービス(有)
上海華鐘投資コンサルティング(有)
上海華鐘信息管理コンサルティング(有)
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング



「国家統計局認定涉外調査許可証」



「上海市信用コンサルタント会社証」



董事長古林恒雄は「上海市外国投資促進センター」と「上海市對外投資促進センター」の顧問を委嘱されております

弊グループは上海市政府のバックアップのもとに、1994年4月に中国上海市にて設立された上海華鐘コンサルタントサービス(有)を中心とする日中合併の総合コンサルタント会社です。日本・韓国等の外国企業及び中国現地法人、中国各地区の開発区等、合わせて会員企業約650社、会員企業様向けに中国進出経営に関わるトータルソリューションを提供しています。

「上海市信用コンサルタント会社」等の認定に加えて、外資系コンサルタント会社では初の「涉外代理資格(外国企業の代理申請が出来る資格)」と「国家統計局涉外調査許可企業(外国企業から受託して全国、全産業の調査を行える企業)」の資格を有すると共に、董事長の古林恒雄は47年にわたる中国事業の経験を買われて「上海市外商投資協会」常務理事副会長、涉外諮詢分会副会長、「上海市外国投資促進中心」と「上海市對外投資促進中心」高級顧問をはじめ、江蘇省、浙江省、山東省、広東省などの各都市人民政府、開発区などの顧問などを委嘱されております。

私どもは今後とも、中国進出と現地法人経営のあらゆる分野でお役に立てる総合的コンサルタント会社としてさらに努力を重ねてまいります。

主要業務ご案内

- ★ 中国進出に関するマーケットリサーチ、企業信用調査
- ★ 会社設立に関する手続支援及びコンサルティング
- ★ 労務、人事、法務等に関わるコンサルティング
- ★ 会社財務・会計・税務全般の支援とコンサルティング
- ★ 工場建設に関する各種許認可取得支援と施工管理
- ★ M&Aに関わる資産評価及びデューデリジェンス業務
- ★ 商標登録出願申請に関する支援
- ★ 合併、分社化、買収、合併撤退、清算等に関する支援業務
- ★ 社内ITシステム構築、企業IT安全コンサルティング、ERPシステム導入コンサルティング関連業務

会員制度ご案内

- ★ 2万円/年(入会費:無し)
- ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス
- (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、
- (4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法:別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ(<https://www.shcs.com.cn>)からもダウンロード頂けます。

会社概要ご案内

- ★ 住所 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
- ★ 設立 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は 1994 年 4 月 7 日
上海華鐘投資コンサルティング有限会社は 2006 年 4 月 27 日
- ★ 資本金 上海 2 社合わせて 13,600 万円 (2019 年現在)
- ★ 出資者 (株)華鐘コンサルティング 60%、上海紡織対外経済技術合作有限公司 40%

連絡先

★ 上海華鐘投資コンサルティング有限会社

上海華鐘コンサルタントサービス有限会社

- ・住所 〒200041 上海市静安区石門一路 288 号興業太古匯 1 座 20 楼 2080-81 室
- ・電話番号 +86-(0)21-5117-5888 :担当者 張曉玲(会員部部長)
- ・Email アドレス shcs@shcs.com.cn Homepage アドレス <https://www.shcs.com.cn>

★ 広州分公司

- ・住所 〒510620 広州市天河区珠江東路 6 号周大福金融中心 38 階 3865 室
- ・電話番号 +86-(0)20-2831-3118 :担当者 許進(主任、日本語可)
- ・Email アドレス xujin@shcs.com.cn

★ 蘇州分公司

- ・住所 〒215028 蘇州工業園区蘇州大道東 456 号新光天地商務大廈 2220 室
- ・電話番号 +86-(0) 512-6809-4510 :担当者 李金姫(主任、日本語可)
- ・Email アドレス lijinji@shcs.com.cn

★ 上海華鐘国際貿易有限公司

- ・住所 〒200131 中国(上海)自由貿易試験区冰克路 500 号 3 幢 3 層 315 室
- ・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 古林 将一(総経理)

★ 大阪 株式会社華鐘コンサルティング

- ・住所 〒541-0045 日本国大阪市中心区道修町二丁目 2 番 11 号ベルロード道修町ビル 4 階
- ・電話番号 +81-(0)6-6232-0775 :担当者 陳庚(コンサルティング部長、日本語可)
- ・FAX 番号 +81-(0)6-6232-0776 Email アドレス osaka.jhcs@shcs.co.jp

愛の種を蒔き、希望の火を燃やし育てる —華鐘希望工程奨学基金募集の呼びかけ—

「月刊華鐘通信」編集部

2002 年末、弊社が発起人となって「華鐘希望小学校」建設の呼びかけ、12 年を経て、弊社やそのグループ企業の寄付の下、既に以下の 6 ヶ所の華鐘希望小学校が設立されて約 1,750 名の教師、児童が勉学にいそしんでいます。

- ①内蒙古赤峰市翁牛特旗華鐘第一希望小学
- ②雲南省普洱県慶明華鐘第二希望小学
- ③雲南省雲龍県天灯華鐘第三希望小学
- ④雲南省禄勛県団街華鐘第四希望小学
- ⑤雲南省景谷県正興華鐘第五希望小学
- ⑥四川省榮經県華鐘第六希望小学校

希望プロジェクトの活動参加において、この活動は長期的関心と恒久的支援が不可欠なものであるとの実感から、弊社は寄付金による学校建設の外、希望小学校の生徒たちに対する以下の支援を継続的に実施しています。

1. 「華鐘希望工程奨学基金」の設立

2006 年、華鐘希望小学校の発展を促進させ、優秀な教師と成績優秀な生徒を奨励し、貧困による就学困難な児童を支援する為、弊社は董事会の承認を得て上海市青少年発展基金会と「華鐘希望工程奨学基金」を設立しました。2014 年、上海市青少年発展基金会と『華鐘希望工程奨学基金運営弁法(試行)』を改定・締結して、従来の華鐘希望学校の教師・児童への奨学金と学校修繕金支給に加え、優秀な卒業生への奨学金支給、自然災害被災地の希望小学校の再建支援、華鐘愛心希望文庫設置支援等まで支援の対象を拡大しました。現在は毎年の春季・秋季の『華鐘』セミナーの会場で義捐金を募集し、上海希望工程弁公室を通じて『華鐘希望工程奨学基金』へ積み立てています。

2. 学習用品の寄付

6 校の華鐘希望小学校の生徒たちの学習、生活条件を改善する為、弊社の全従業員が一丸となって、毎年の年初に衣服類を集め、資金を拠出してカバン、字典、筆記用具等の学習用品を購入し、又、会員企業より 2 万本余りの



雲南華鐘希望小学校での贈呈式



衣服、学習用品、筆記具を受け取る生徒

ボールペン、鉛筆の寄付を受けて、春節前にこれらの衣服と学習用品を6校が所在する内蒙古及び雲南の青少年基金会に送り、基金会経由で各華鐘希望小学校への配布しました。

各華鐘希望小学校からは感謝の手紙と写真が届き、学校によっては、これらの衣服、学習用品、筆記用具の贈呈式を執り行い、生徒たち一人一人に手渡したとの事です。

3.「華鐘希望プロジェクト」専用ホームページの立ち上げ

会員企業の皆様に適時最新の「華鐘希望プロジェクト」の近況を理解して頂く為に、弊社ホームページ内に「華鐘希望プロジェクト」専用ページを設けて、逐次、各学校の状況と生徒たちからの手紙や贈呈式の写真等を掲載していきます。

4.「華鐘希望工程奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

弊社は広く会員企業様とその従業員の方々に、広く「華鐘希望工程奨学基金」への参加と奨学金原資のための義捐金募金を呼びかけます。会社からの募金は税前経費処理が可能ですし、個人の募金は領収書が発行されますので、心よりお待ちしております。

「華鐘希望工程奨学基金」義捐金募集要項

華鐘コンサルタントグループ

会員企業及び関連企業の皆様

弊社と華鐘グループ各社が6校の華鐘希望小学校建設後、これらの小学校の更なる発展と優秀な教師や生徒たちへの奨励及び貧困による学習困難な児童に学習の機会を与える為、弊社と上海市青少年発展基金会は共同して「華鐘希望工程奨学基金」の設立を致しました。今後、長期的に「華鐘希望工程奨学基金」を維持する為、弊社は自社と従業員にて寄付を行う他、会員企業やその従業員の皆様に対して積極的に当奨学金への参加を要請し、広く義捐金の募集を呼びかけます。

会員企業様におかれましては、以下の方法で直接弊社を通じて募金頂くか、或いは下記に義捐金をご送付いただくことが出来ます。弊社受領分は責任をもって上海市希望工程より交付される義捐金証書を受領して、皆様にお渡し致します。

更に多くの会員企業、従業員の皆様に華鐘希望小学校に関心を持って頂き、更に多くの愛の心が結集して、子供たちにとって暖かい愛の手となる事を希望します！

記

1. 募金所管：華鐘コンサルタントグループの全社員

Tel:021-6467-1198 Fax:021-6467-9155

2. 募金要領

1) 小切手か現金をご持参頂く場合：弊社副総経理以上か広報部担当迄

2) 郵便局振込の場合：住 所：巨鹿路 290 号 郵便番号：200020

受取人：上海市希望工程弁公室

3) 銀行振込の場合：上海市青少年発展基金会

口座番号：316531-00093050626 銀行名：上海銀行延中支行

注1：郵便局又は銀行振込の場合、振込伝票備考欄及び控え証憑に社名、電話番号及び「華鐘希望奨学基金」を明記下さい。

注2：募金 1,000 元以上の企業又は個人に対して希望工程弁公室より募金証書が交付されます。会社の場合はその証書をもって当年度の税前処理が可能となります。

提携関係にある開発区及びパートナーの紹介

江蘇・南通経済技術開発区	HomePage: www.netda.gov.cn
 南通経済技術開発区は、1984 年に設置された 14 ヶ所の国家級開発区の 1 つであり、管轄面積が 184 km²で、揚子江デルタ地域で外資系企業の集中的な製造基地となっており、「蘇通大橋」、「崇啓大橋」、「滬蘇通鉄道」、「北揚子江沿い高鐵」などの交通ルート及び「上海南通国際空港」、「通州湾港」の建設に従い、上海 1 時間の経済圏で最も潜在力持ちの発展地となっている。 当開発区は、国家環境保護総局から「ISO14000」国家模範区の称号が授与され、中国権威機構より選ばれた多国籍企業の進出において最も投資価値のあるトップ 10 の開発区であり、多国籍企業投資の最適な開発区でもあり、江蘇省政府から「社会治安安全区」の称号も授与されている。30 カ国と地域からの投資者により、累計で約 800 社の外資系企業が設立されており、投資総額は 250 億ドル以上に達した。その内、日系企業が 200 社余りほど進出しており、世界ベスト 500 社の企業より、投資案件が約 80 件ほど達した。医薬ヘルスケア、次世態情報技術、新エネルギー、智能製造、等の産業を重点的に発展させる。「次世態未来産業園」、「医薬ヘルスケア産業園」、「次世態情報技術産業園」「智能製造園」、「新エネルギー産業園」、「IC テスト産業園」等の産業特化パークと「能達ビジネス区」、「綜合保税區」、「中央イノベーション・エリア」の功能区からなっている。	
江蘇・常熟経済技術開発区	HomePage: www.cedz.org
 常熟経済技術開発区は華東地区に位置する国家級の開発区であり、上海市街地まで 80KM、蘇州市と無錫市まで何れも 40KM の好立地で、開発面積は 156 km²があります。1992 年創立以来、シャープ、大金、住友ゴム工業、三菱ケミカル、宇部興産などの日系企業を含め、600 社余りの外商投資企業が既に進出し、総投資額は 460 億米ドルを超えています。G15 沈海高速道路、S38 常合高速道路及び上海からの高速鉄道が当開発区を通り、また、国際港である常熟港も区内にあり、交通の便が良く、製造業と物流業の理想の投資場所です。当開発区は自動車及び自動車部品、音響産業、電子情報、新材料新エネルギー、設備装置などの製造業を柱産業として育成しています。それ以外に、地域統括本社、研究開発センター及び貿易会社も積極的に誘致に取り組んでいます。 当開発区には電気、上水、排水、ガス、蒸気、産廃処理等「十通一平」というインフラ施設が整っており、従業員も安定に確保できます。また、レンタル工場があり、電子情報、機械設備製造、自動車部品等の産業でもご利用頂けます。それ以外、市場監督管理局、税関、商品検査検疫局等の政府行政部署が当開発区内に事務所を設置して、現地法人の設立から稼働運営までワンストップサービスを無償に提供しています。	

江蘇・常州国家高新技术産業開発区	HomePage: www.cznd.gov.cn/
 常州国家高新技术産業開発区は長江の南に位置し、長江デルタ地域の中心部に立地しています。1992 年、第 1 グループとして認可成立された国家級高新技术産業開発区の 1 つであり、総面積は 508.91km²、人口は約 90 万人です、2025 年の GDP は 2328.43 億元に達しました。区内のインフラ基盤は整っており、交通の便が良く、港、国際空港、高速鉄道、高速道路、地下鉄の全てが揃っています。2023 年、常州市は中国第 25 番目の GDP 一兆元を達する都市となり、そして人口が最も少なく、面積が小さく、発展レベルが高い兆元都市となりました。常州国家高新技术産業開発区は常州市全体での僅か九分の一の面積、六分の一の人口で、五分の一の GDP を提供しました。 全区には計 10 数万社の企業が存在しており、このうち 1.3 万社以上が工業企業です。現時点での全区の外資導入実績は 169 億米ドルを突破しており、外資企業の入居数は 2,100 社超となっています。常州の新たな産業配置に基づき、常州国家高新技术産業開発区はソーラースマートエネルギー、炭素繊維及び複合材料、新エネルギー車・自動車コア部品、次世代情報技術、新医薬・医療機器、スマート装備製造などの産業を重点的に発展させる方針です。2022 年 1 月、江蘇省の認可により、国際合作パークとして中日（常州）智能製造産業パークが成立しました、常州唯一の中日産業パークです。現時点で、同産業パークには累積約 260 社の日本企業が入居しています。また、区内には 50 店舗を超える日本料理店や居酒屋がある日本人街もあり、1,000 人以上の日本人が生活しています。投資意向のある企業様の現地訪問視察をお待ちしております。	

江蘇・太倉市招商局	HomePage: invest.taicang.gov.cn
 太倉は江蘇省蘇州市に属し、総面積 810 キロメートル、総人口 103 万人、古来の「魚と米の郷」であり、春秋時代の呉王がここに穀物倉庫を建てたことから、その名が付いたと言う。太倉は絶好の立地条件を有し、上海とは一衣帯水で、上海中心部から僅か 50 キロメートル、車で 1 時間の距離にある。現段階では 6 つの高速鉄道が太倉で交差しており、15 分で上海虹橋国際空港に着き、上海の 10 本以上の地下鉄とシームレスに繋がっている。太倉港は揚子江最大の港で、コンテナ取扱量は世界 22 位、中国 8 位にランクされ、219 本の国内外航路がある。日本とは、東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・門司・博多・川崎・那覇・下関と清水等 13 の埠頭と直結している。 太倉は揚子江デルタ地域で最も投資価値の高い新興工業都市の一つであり、ハイエンド機器製造・新機能材料・物流貿易・航空宇宙工業・バイオメディシン等の産業を重点的に発展させている。現在すでに 1700 社以上の外資系企業が進出しており、中にはフォーチュン 500 企業が 40 社含まれている。また、中国の「ドイツ企業の郷」とも称され、ボッシュ、シェフラー等のドイツ系企業が 500 社あまりいる。西北工業大学と西安交通リバプール大学という 2 校の中国一流大学が太倉にキャンパスを設け、優秀な人材を現地企業に供給している。太倉にはホンダ、三井造船、ニトリ、アルパイン、堀場製作所等の日系企業 193 社が集まっており、総投資額が 20 億ドル以上に達している。太倉市政府は絶えず土地空間整備に取り組み、毎年 130 万平方メートル以上の新規工業土地を提供することによって、日本企業の長期的かつ安定した発展を支えるようにしている。 「上海をつなぐ、上海をめざす」太倉は、上海との同一都市化を図ると共に、より優れたビジネス環境とより広い発展空間の提供に力を入れ、進出企業がしっかりと太倉に根を下ろし、ウィンウィンの発展を遂げられるよう全力を尽くしている。	

浙江・嘉興経済技術開発区	HomePage: jxedz.jiaxing.gov.cn/
 嘉興経済技術開発区は 1992 年 8 月に設立され、嘉興市都市部と緊密につながる都市型開発区であり、浙江省五つ重点開発区の一つでもあります。2010 年 3 月に国務院より国家級開発区に昇格されました。開発区の計画面積は 110KM²、人口は 30 万人です。今、開発区には外資企業 670 社余り、中に日系企業 60 社余りがあり、自動車部品、精密機械、食品加工の産業群が形成されました。開発区は産業転換とアップグレードモデル区、科学教育商業総合区、国際商務区、先進製造業団地に分けられて、重点的に自動車部品、装備製造、食品、半導体産業、5G 設備製造などの先進製造業と現代サービス業を誘致しています。	

南京国家級経済技術開発区	HomePage: -
 南京国家級経済技術開発区は 1992 年に設立され、江蘇省南京市栖霞区の西部に位置し、長江デルタ地域経済の重要な一部であり、全国の長江海運と物流の中枢と認められただけでなく江蘇省ファーストロットで、南京で唯一の中日韓産業合作模範園区として、シャープ、NTN、日本電気硝子、大塚製薬、韓国 LG、コロンに代表される日韓企業 100+社を導入し、電子情報、光電子ディスプレイ、インテリジェント製造などの産業において重要な産業集積効果を果たしています。 開発区は仙林大学城に隣接し、龍潭港は長江で最大かつ最も近代化のコンテナ港で、南京都市圏で唯一の国際コンテナ輸出入口でもあります。開発区は、仙林大学城の科学・教育資源の優位性、龍潭深水港の地理的優位性、総合自由貿易区の輸出入貿易政策の優位性と栖霞山の文化・観光の優位性を全面的に活用し、新型ディスプレイ、新エネルギー自動車、人工知能、新材料などの戦略的新興産業に目指して、産業チェーンの延伸と強化に身を投じて、研究開発を推進し、ハイエンドで国際化レベル高い産業システムを構築しています。	

山東・青島日本国際ビジネスハブ	HomePage: www.cjch-qd.com
 青島日本国際客庁 Qingdao International Business Hub (Japan) 青島日本国際ビジネスハブは、自由貿易試験区青島エリア・国際経済合作区内に立地しています。青島市が重点的に建設した五つの国際ビジネスハブのひとつであり、2020 年 5 月 19 日に正式に使用が開始されました。国外向けには国際資源を繋げ、国内向けには国際資源を輸入し、中国市場に進出意向のある日本企業や商工会議所のために、そして国際資源とマッチング意向のある国内地方政府、企業のために、それぞれ展示、プロモーション、説明会、商談会、取引などの機能を集めて一体化した全方位サービスをご提供します。また法律、監査、会計、ビザ、生活などの付帯サービスもご提供します。ORIX グループと共同で「中日産業のスーパー連結者」というプラットフォームを立ち上げ、世界中の高質な日系企業が青島への進出を促進しています。中日地方経済合作の新理念を刷新して、中日交流合作の新たなメカニズムを確立し、新時代の青島市対日新高地の構築、中日合作の新たなプラットフォームの確立に努力しております。	

山東・東営経済技術開発区	HomePage: www.dyedz.gov.cn
 東営経済技術開発区は黄河デルタ地域初の国家級開発区です。黄河デルタ地域の中心都市であり、中国第二の規模を誇る勝利油田の所在地である東営市に立地しています。東営市の面積は8,257 平方キロメートル、人口 221 万人、優越したロケーション、豊富な自然資源、堅実な産業基盤、優美な環境で住み易く、全国文明都市、中国優秀観光都市、国家生態ガーデン都市、第 1 期国際湿地都市であって、中国東部における最も発展潜在力のある都市です。東営市には 8 社の中国企業ベスト 500 社企業、15 社の中国民営企業ベスト 500 社企業が存在し、そのランキング入りしている企業数は連続 14 年間山東省では第 1 位です。 30.60 ダブルカーボン目標という大きなバックグラウンドの下、山東省は 3,500 万 kw の海上風力発電基地を計画、予定では『十五五』（第 15 期 5 ヶ年計画、2026 年～2030 年）末までに建設を完了します。さらに東営市では同時に山東省全省 4,200 万 kw の海上太陽光発電計画、4,000 万 kw の魯北塩碱灘塗風力太陽光備蓄基地の主要用地でもあります。資源開発は巨大な量の装備市場需要をもたらし、東営経済技術開発区は敷地面積 8,800 ムーの東営海上風力発電装備産業パークの建設を計画しており、海上風力発電を主とし、海上陸上互換、全国最大、世界一流の全産業チェーン海上風力発電装備産業基地と風力発電マザーポートを徐々に確立して行きます。 その主導産業は石油化工、ゴムタイヤ、石油装備、非鉄金属、新素材等であり、新エネルギー、バイオ医薬、交通装備、航空宇宙産業を重点的に発展させます。	



2026 年春季セミナー資料編

2026 年 5 月

華鐘コンサルタントグループ



上海華鐘コンサルタントサービス有限公司



上海華鐘投資コンサルティング有限公司



上海華鐘国際貿易有限公司



株式会社華鐘コンサルティング